

あなたの生活を守る新しい保険のご提案
昭和電工グループ総合補償プラン

わたしのお守り

医療保険基本特約・疾病保険特約・傷害保険特約セット団体総合保険、傷害総合保険、所得補償保険

「わたしのお守り(昭和電工グループ総合補償プラン)」はペットネームです。
以下、パンフレット上は「団体総合保険」と表記しています。



お守りの結び目として
一般的な『叶う結び』

古来から伝えられてきた日本独自の結び方で、
結び目の表裏が「口」の字「十」の字になり、合わ
せると「叶」の文字になることから願いが叶うと
いう意味を込めてお守りの装飾に使われています。

団体総合保険の特長

保険金額と保険料

ご加入に際して

健康状態に関する告知事項

この保険のあらまし

付帯サービスのご案内

団体
割引 25%
適用!

優良
割引 25%
適用!

ご加入も
加入内容の見直しも
毎月可能!

ご本人だけでなく
ご家族も加入可能!

— 目次 —

- 団体総合保険の特長 P1
- 保険金額と保険料 P5
- ご加入に際して P11
- 健康状態に関する告知事項 P12
- この保険のあらまし P12
- 付帯サービスのご案内 P35

団体総合保険に
ご加入の皆さまへ

2022年10月1日以降に保険期間が開始するご契約について、携行品損害補償および介護一時金の補償内容等の改定を行っています。更新に際し、改定後の内容にてご案内しますので、必ず本パンフレットをご確認ください。

所得補償保険(Y型)に
ご加入の皆さまへ

病気・ケガによる就業不能時の補償について会社統合後の新制度立ち上げを予定しております。所得補償保険は今年度の募集にあたり**新規加入を停止**します。また、現在ご加入の皆さまにおかれましても、本制度のご継続後に**新制度への移行**を予定しております。詳細に関しましては、別途ご案内をいたします。

契約者: 昭和電工株式会社

団体総合保険

団体総合保険の特長

1 団体契約専用プランで割安!

ご加入人数に応じた団体割引を適用しています。

2 日本国内外での病気・ケガによる入院・通院^(※1)・手術を補償!

海外で病気やケガをされた場合も国内と同様に補償します。

3 天災によるケガも補償!

地震、噴火またはこれらによる津波によるケガも補償します。

4 日帰り入院から補償!^(※2)

病気やケガにより入院された場合、1日目から補償します。

5 ご加入に際しては、健康告知による手続きのみで簡単です!^(※3)

前年と同等条件でご継続の場合であれば、告知は不要です。^(※4)

6 補償内容や保険金額を必要に応じてお選びいただけます!

補償別の型と口数を組み合わせてご希望に合わせたプランが設計できます。

(※1) 病気の場合は、退院後の通院が対象です。
 (※2) 日帰り入院とは、日帰り手術のため1日だけ入院と同じような形で病室を使用した場合等のことをいい、「入院料」の支払いの有無で判断します。
 (※3) 加入・変更申込書および告知書の内容により、ご加入をお断りする場合があります。
 (※4) 更新の際に補償の追加や口数の増額等、補償を拡大して継続をされる場合は、補償拡大部分についてのみ再度告知が必要になります。
 (注) 保険金のお支払方法等重要な事項は、「この保険のあらまし」以降に記載されていますので、必ずご参照ください。

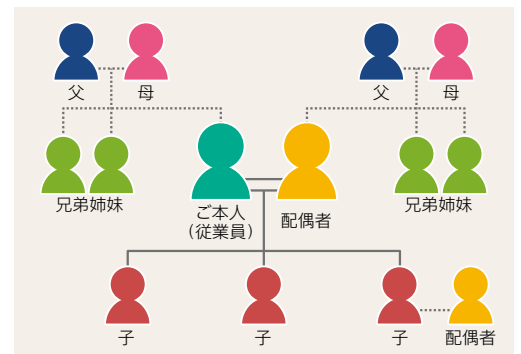
ご加入希望の皆さまへ

1 貴社専用の団体総合保険です。

- 保険期間：2022年12月25日午後4時から2023年12月25日午後4時まで
- ご本人が在職中であるときにかぎり、ご加入いただくことができます。
(退職時には別途、昭和電工グループの退職者制度をご案内いたします。)

2 ご家族で加入することができます。

- 加入者の範囲は、役員・社員ご本人(以下「ご本人」)およびそのご家族(配偶者・子ども・両親・兄弟姉妹)です。(同居・扶養の制限はありません。)
- ご本人の加入の有無にかかわらず、ご家族だけでもご加入いただけます。
- 所得補償保険(Y型)、はご本人のみ加入が可能です。



3 年齢資格は右表のとおりです。

ご本人(役員・社員)が在職中の場合、右表の年齢の範囲でご加入いただくことができます。

- ▶ 新規加入の方：加入日の満年齢となります。
- ▶ 追加・変更の方：保険年度ごとの保険始期日時時点の満年齢となります。

- (※1) S型はA型・B型のいずれかにご加入の場合のみご加入いただけます。
- (※2) Z1型はA型・B型のいずれか、Z2型はE型・J型・T型・G型のいずれかにご加入の場合のみご加入いただけます。
- (※3) U型・V型はE型、W型はT型にご加入の場合のみご加入いただけます。
- (※4) R5型・R6型・R7型・R8型はE型・T型いずれかにご加入の場合のみご加入いただけます。

補償(型)	新規・追加加入	継続加入
医療補償(病気・ケガ)	A型・B型・C型・D型・S型 ^(※1)	満79歳以下
傷害補償	E型・J型・K型・T型・G型・M型・N型	満79歳以下
所得補償保険	Y型	新規加入不可 満69歳以下
個人賠償責任補償特約	Z1型・Z2型 ^(※2)	満79歳以下 主契約補償の期間まで
介護一時金支払特約	P型	満79歳以下 満89歳以下
携行品損害・救援者費用 介護費用・被害事故	U型・V型・W型 ^(※3)	満79歳以下 主契約補償の期間まで
ゴルフアール補償	R1型・R2型・R3型・R4型 R5型・R6型・R7型・R8型 ^(※4)	在職中であれば 年齢は問いません

団体総合保険の特長

保険金額と保険料

ご加入に際して

健康状態に関する告知事項

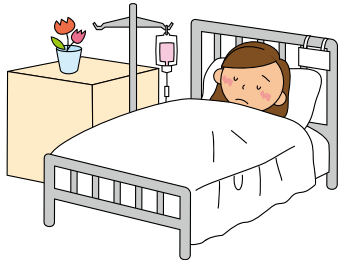
この保険のあらまし

付帯サービスのご案内

補償のラインナップ

病気やケガの補償を基本に、オプション補償をつけることで日常生活に関するさまざまなリスクへ備えることができます。それぞれの補償と口数を組み合わせて、ぴったりのプランを設計できます。

病気・ケガの補償



基本補償

A型

病気・ケガによる
入院・手術

B型

病気・ケガによる
入院・手術・通院^(※)

オプション補償

C型

特定生活習慣病
による入院・手術

D型

特定生活習慣病
による入院・手術・
退院後通院

S型

先進医療等の
費用

(※) 病気の場合は、退院後の通院が対象

ケガの補償



偶然な事故によるケガの補償

E型

ケガによる
入院・手術・
通院

J型

ケガによる
死亡・後遺
障害

K型

ケガによる
後遺障害

T型

本人およびご家
族のケガによる
死亡・後遺障害・
入院・手術・通院

交通事故に限定した補償

G型

交通事故のケガによる
入院・手術・通院

M型

交通事故のケガによる
死亡・後遺障害

N型

交通事故のケガによる
後遺障害

オプション補償

病気・ケガによる就業不能時の補償について会社統合後の新制度立ち上げを予定しております。所得補償保険は今年度の募集にあたり**新規加入を停止**します。また、現在ご加入の皆さまにおかれましても、本制度のご継続後に**新制度への移行**を予定しております。詳細に関しましては、別途ご案内をいたします。

個人賠償

Z1型・Z2型

第三者への
賠償事故



介護補償

P型

介護一時金



所得補償

Y型

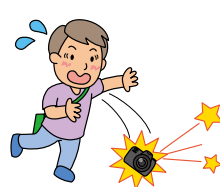
病気・ケガによる
就業不能時の
所得補償



各種補償

**U型・V型
W型**

携行品損害・救援者費用
介護費用
被害事故の損害・費用



ゴルフ補償

**R1型・R2型・R3型
R4型・R5型・R6型
R7型・R8型**

ゴルフプレー中のケガや
第三者への賠償事故
(注) R5~R8型は、ホールイン
ワン・アルバトロス費用補償
のみのオプション契約です。



付帯サービスも充実!

無料電話相談サービス

SOMPO 健康・生活サポートサービス

ご加入いただいているみなさまの心と身体の健康に関する相談をはじめ、日常の色々な悩みなどを、無料で電話相談いただけるサービスです。詳しくは35ページをご覧ください。

介護一時金支払特約(P型)にご加入のお客さま限定



MCI(軽度認知障害)の早期発見や認知機能低下の予防に寄与するサービスから、万が一要介護状態になった場合の介護サービス紹介等の情報をWEB上でご提供いたします。詳しくは36ページをご覧ください。

(注) 親孝行一時金支払特約・軽度認知障害等一時金支払特約にご加入のお客さまも本サービスをご利用いただけます。

「昭和電エグループ総合補償プラン」の補償ラインナップ

区分		病気・ケガの時							
		死亡・後遺障害	入院	通院	手術	先進医療等	がん診断	抗がん剤治療	
医療の補償	医療補償	A型		●		●			
		B型		●	●	●			
		(G)		●		●			
		(I)		病気のみ・新規加入不可		病気のみ・新規加入不可			
		(K)		新規加入不可		新規加入不可			
	特定生活習慣病	C型		●	●	●			
		D型		●	●	●			
	先進医療等費用	S型					●		
	がん補償	(H)		●		●		●	
		(J)		がんのみ・新規加入不可		がんのみ・新規加入不可		新規加入不可	
抗がん剤治療	(KG5)							●	
	(KG1)							新規加入不可	
ケガの補償	傷害補償	E型		●	●	●			
		J型	●						
		K型	●						
		T型	●	●	●	●			
	交通傷害補償	G型		●	●	●			
		M型	●						
		N型	●						
介護の補償	介護一時金	P型							
		(R)							
	親孝行一時金	(P)							
		(R)							
	軽度認知障害等一時金	(K1)							
		(K2)							
(K3)									
所得の補償	所得補償	Y型							
		(ア)							
		(エ)							
オプション	個人賠償責任	Z1型							
		Z2型							
	携行品損害 救援者費用 介護費用 被害事故	U型							
		V型							
ゴルファー補償	R1型 R2型 R3型 R4型 R5型 R6型 R7型 R8型		●	●	●	●			
			●	●	●	●			
			●	●	●	●			
			●	●	●	●			
			●	●	●	●			
			●	●	●	●			
			●	●	●	●			
			●	●	●	●			

団体総合保険の特長

保険金額と保険料

ご加入に際して

健康状態に関する告知事項

この保険のあらまし

付帯サービスのご案内

介護のリスク			病気・ケガによる 就業不能	身の回りのリスク						
介護一時金	親孝行一時金	軽度認知障害等 一時金	所得補償	第三者への 賠償責任	携行品	救援者	介護費用	被害事故	ホールインワン・ アルパトロス費用	
●										
	● 新規加入不可									
		● 新規加入不可	<p>病気・ケガによる就業不能時の補償について会社統合後の新制度立ち上げを予定しております。所得補償保険は今年度の募集にあたり新規加入を停止します。また、現在ご加入の皆さまにおかれましても、本制度のご継続後に新制度への移行を予定しております。詳細に関しましては、別途ご案内をいたします。</p>							
			● 新規加入不可							
			● 新規加入不可							
				●						
					● 家族型	● 家族型	● 家族型	● 家族型		
					●					
				● ゴルフ中のみ	● ゴルフ用品のみ				●	
									● オプション	

団体総合保険の特長

保険金額と保険料

ご加入に際して

健康状態に関する告知事項

この保険のあらまし

付帯サービスのご案内

保険金額と保険料

■保険期間:1年 ■適用される割引:団体割引25%・優良割引25%
■保険金額:ご加入1口あたりの金額を記載しています。

		補償内容				
		補償の対象となる場合	1口あたりの保険金額			加入条件および口数の制限
医療補償	A型	病気・ケガによる入院・手術	入院 1,000円/日	手術 外来:入院保険金日額の5倍 入院:入院保険金日額の20倍 重大:入院保険金日額の40倍	通院 600円/日	A型・B型合計1~20口の範囲内でご加入ください
	B型	病気・ケガによる入通院・手術 ※病気の場合は、退院後の通院が対象				
	C型	特定生活習慣病による入院・手術			通院 600円/日	
	D型	特定生活習慣病による入院および退院後通院・手術				
	S型	先進医療等による治療を受けた場合	支払限度額:500万円			
傷害補償	E型		入院 1,500円/日	手術 外来:入院保険金日額の5倍 入院:入院保険金日額の20倍 重大:入院保険金日額の40倍	通院 1,000円/日	1~10口の範囲内でご加入ください T型と重複してご加入できません
	J型	急激かつ偶然な外来の事故によるケガ	死亡 100万円	後遺障害 障害の程度に応じて死亡保険金額(100万円)の4%~100%		J型・K型から1つお選びください 1~20口の範囲内でご加入ください
	K型		後遺障害 障害の程度に応じて死亡保険金額(100万円)の4%~100%			
	T型(家族型)	本人およびご家族の急激かつ偶然な外来の事故によるケガ	入院 本人:1,000円/日 配偶者・親族:800円/日	手術 外来:入院保険金日額の5倍 入院:入院保険金日額の20倍 重大:入院保険金日額の40倍	通院 本人:600円/日 家族:400円/日	1~10口の範囲内でご加入ください E型と重複してご加入できません
交通傷害補償	G型		入院 1,500円/日	手術 外来:入院保険金日額の5倍 入院:入院保険金日額の20倍 重大:入院保険金日額の40倍	通院 1,000円/日	1~10口の範囲内でご加入ください
	M型	交通事故によるケガ	死亡 100万円	後遺障害 障害の程度に応じて死亡保険金額(100万円)の4%~100%		M型・N型から1つお選びください 1~20口の範囲内でご加入ください
	N型		後遺障害 障害の程度に応じて死亡保険金額(100万円)の4%~100%			

●保険料は、保険始期日(中途加入日)時点の満年齢によります。 ●年齢は、保険期間の初日現在の満年齢(中途加入の場合は、中途加入日時点)とします。
●ご契約は1年ごとの更新となりますので、更新加入の保険料は、更新時の保険始期日時点の満年齢による保険料となります。 ●団体割引、過去の損害率による割引は、本団体契約の前年のご加入人数や保険金のお支払状況により決定しています。次年度以降、割引率率が変わることがありますので、あらかじめ

団体総合保険の特長

保険金額と保険料

ご加入に際して

健康状態に関する告知事項

この保険のあらまし

付帯サービスのご案内

■保険料:ご加入1口あたりの月額保険料を記載しています。

■傷害補償:職種級別A級

■所得補償保険:対象期間1年、職種級別2級

支払限度日数等			補償1口あたりの月払保険料 保険始期日(中途加入日)時点の満年齢														
			0~14歳	15~19歳	20~24歳	25~29歳	30~34歳	35~39歳	40~44歳	45~49歳	50~54歳	55~59歳	60~64歳	65~69歳	70~74歳	75~79歳	80~84歳
病気	入院	1回の入院につき180日限度かつ初年度加入から通算して1,000日限度	120円	120円	120円	140円	160円	170円	180円	210円	250円	340円	440円	610円	890円	1,170円	満79歳まで
ケガ	入院	1回の事故につき180日限度															
病気	入院	1回の入院につき180日限度かつ初年度加入から通算して1,000日限度															
	通院	1回の通院につき30日限度(5日以上入院し退院後120日以内の通院、かつ最初の入院からその日を含めて1,000日以内の通院が対象)	220円	220円	220円	240円	260円	270円	290円	320円	360円	470円	580円	760円	1,060円	1,370円	満79歳まで
ケガ	入院	1回の事故につき180日限度															
	通院	1回の事故につき30日限度(事故発生の日からその日を含めて1,000日以内の通院が対象)															
1回の入院につき180日限度かつ初年度加入から通算して1,000日限度			20円	20円	20円	20円	20円	20円	30円	50円	80円	130円	170円	250円	350円	480円	満79歳まで
特定疾病	入院	1回の入院につき180日限度かつ初年度加入から通算して1,000日限度															
	通院	1回の通院につき30日限度(5日以上入院し退院後120日以内の通院、かつ最初の入院からその日を含めて1,000日以内の通院が対象)	30円	30円	30円	30円	30円	30円	40円	60円	90円	150円	190円	280円	390円	530円	満79歳まで
先進医療等による治療を受けた時に500万円まで補償します			30円	30円	30円	30円	30円	30円	30円	30円	30円	30円	30円	30円	30円	30円	満79歳まで
ケガ	入院	1,000日限度	280円	280円	280円	280円	280円	280円	280円	280円	280円	280円	280円	280円	280円	280円	280円
	通院	1回の事故につき90日限度(事故発生の日からその日を含めて1,000日以内の通院が対象)															
事故発生の日からその日を含めて180日以内に死亡または後遺障害が生じた場合			80円	80円	80円	80円	80円	80円	80円	80円	80円	80円	80円	80円	80円	80円	80円
事故発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合			60円	60円	60円	60円	60円	60円	60円	60円	60円	60円	60円	60円	60円	60円	60円
ケガ	死亡・後遺障害	事故発生の日からその日を含めて180日以内に死亡または後遺障害が生じた場合	770円	770円	770円	770円	770円	770円	770円	770円	770円	770円	770円	770円	770円	770円	770円
	入院	1,000日限度															
交通事故	入院	1,000日限度	100円	100円	100円	100円	100円	100円	100円	100円	100円	100円	100円	100円	100円	100円	100円
	通院	1回の事故につき90日限度(事故発生の日からその日を含めて1,000日以内の通院が対象)															
事故発生の日からその日を含めて180日以内に死亡または後遺障害が生じた場合			20円	20円	20円	20円	20円	20円	20円	20円	20円	20円	20円	20円	20円	20円	20円
事故発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合			10円	10円	10円	10円	10円	10円	10円	10円	10円	10円	10円	10円	10円	10円	10円

団体総合保険の特長

保険金額と保険料

ご加入に際して

健康状態に関する告知事項

この保険のあらまし

付帯サービスのご案内

ご了承ください。また団体のご加入人数が10名を下回った場合は、この団体契約は成立しませんので、ご了承ください。 ●A型・B型・C型・D型・E型・T型・G型は手術保険金倍率変更特約および重大手術保険金倍率変更特約がセットされています。 ●C型・D型は特定生活習慣病補償特約がセットされています。 ●A型・B型・E型・J型・K型・T型・Y型は天災危険補償特約がセットされています。 ●G型・M型・N型は交通傷害危険のみ補償特約がセットされています。

保険金額と保険料

■保険期間:1年 ■適用される割引:団体割引25%・優良割引25%
■保険金額:ご加入1口あたりの金額を記載しています。

		補償内容										
		補償の対象となる場合	1口あたりの保険金額		加入条件および口数の制限							
団体総合保険の特長	支払特約 一時金 介護 P型	病気・ケガによる要介護2以上の認定または所定の要介護状態が90日を超えて続いた場合	100万円		1～5口の範囲内でご加入ください							
	所得補償保険 Y型	病気・ケガによる就業不能時の所得補償(支払対象外期間=180日)	10万円/月		1～5口の範囲内でかつ保険金額がご加入(申込日)直前12か月における所得の平均月額の40%以内となるようお申してください							
保険金額と保険料	補償特約 賠償責任 個人 Z1型 Z2型	第三者への賠償事故(対人・対物)	支払限度額:国内外1億円 ※国内示談交渉サービス付き		Z1型:A型・B型いずれかにご加入が必要です Z2型:E型・J型・T型・G型いずれかに加入が必要です Z1型・Z2型どちらか1口のみ加入いただけます							
	携行品損害・救済者費用 介護費用・被害事故 U型 V型(家族型)	携行品損害・救済者費用・介護費用・被害事故の損害・費用が発生した場合	携行品損害	支払限度額:30万円(新価) (自己負担額:1事故3千円)		U型・W型はE型の加入が必要です V型はT型の加入が必要です						
			救済者費用	500万円(実費)								
			介護費用	120万円(実費)								
			被害事故	支払限度額:3,000万円								
W型	携行品損害が発生した場合	携行品損害	支払限度額:30万円(新価) (自己負担額:1事故3千円)									
ご加入に際して	健康状態に関する告知事項	ゴルフ中の賠償責任	ゴルファー自身の身体傷害					ゴルフ用品の損害	ホールインワン・アルバトロス			
			死亡	後遺障害	入院日額	手術	通院日額					
			R1型	550万円	左記の金額の100%~4%	7,500円/日	外来:入院保険金日額の5倍 入院:入院保険金日額の10倍			5,000円/日	30万円	100万円
			R2型	550万円		7,500円/日				5,000円/日	20万円	50万円
		R3型	550万円	7,500円/日		5,000円/日		20万円	30万円			
		R4型	550万円	7,500円/日		5,000円/日		10万円	20万円			
		R5型							50万円			
		R6型	【オプション】ホールインワン・アルバトロス費用のみ ※E型・T型いずれかの加入が必要です						30万円			
R7型							20万円					
R8型							10万円					
この保険のあらまし	付帯サービスのご案内	ゴルファー補償										

●保険料は、保険始期日(中途加入日)時点の満年齢によります。 ●年齢は、保険期間の初日現在の満年齢(中途加入の場合は、中途加入日時点)とします。
●ご契約は1年ごとの更新となりますので、更新加入の保険料は、更新時の保険始期日時点の満年齢による保険料となります。 ●団体割引、過去の損害率による割引は、本団体契約の前年のご加入人数や保険金のお支払状況により決定しています。次年度以降、割増率が変更となることがありますので、あらかじめ

■保険料:ご加入1口あたりの月額保険料を記載しています。

■傷害補償:職種級別A級

■所得補償保険:対象期間1年、職種級別2級

支払限度日数等			補償1口あたりの月払保険料 保険始期日(中途加入日)時点の満年齢															
			0~14歳	15~19歳	20~24歳	25~29歳	30~34歳	35~39歳	40~44歳	45~49歳	50~54歳	55~59歳	60~64歳	65~69歳	70~74歳	75~79歳	80~84歳	85~89歳
お支払いは1回限り			10円	10円	10円	10円	10円	10円	20円	40円	70円	130円	260円	450円	940円	1,970円	3,970円	7,400円
就業不能状態が180日を超えた日から1年限度かつ初年度加入から通算して1,000日限度			<p>病気・ケガによる就業不能時の補償について会社統合後の新制度立ち上げを予定しております。所得補償保険は今年度の募集にあたり新規加入を停止します。また、現在ご加入の皆さまにおかれましても、本制度のご継続後に新制度への移行を予定しております。詳細に関しましては、別途ご案内をいたします。</p>															
			対象外	80円	160円	210円	290円	410円	570円	740円	890円	970円	1,050円	1,050円	対象外			
			100円	100円	100円	100円	100円	100円	100円	100円	100円	100円	100円	100円	100円	100円	100円	主契約と同じ
			200円	200円	200円	200円	200円	200円	200円	200円	200円	200円	200円	200円	200円	200円	200円	主契約と同じ
			470円	470円	470円	470円	470円	470円	470円	470円	470円	470円	470円	470円	470円	470円	470円	主契約と同じ
			110円	110円	110円	110円	110円	110円	110円	110円	110円	110円	110円	110円	110円	110円	110円	主契約と同じ
支払限度日数等			月払保険料															
ゴルフ中のケガ	死亡後遺障害	事故発生の日からその日を含めて180日以内に死亡または後遺障害が生じた場合	810円															
	入院	1,000日限度	440円															
	通院	1回の事故につき90日限度(事故発生の日からその日を含めて1,000日以内の通院が対象)	310円															
			210円															
			330円															
		200円																
		130円																
		70円																

団体総合保険の特長

保険金額と保険料

ご加入に際して

健康状態に関する告知事項

この保険のあらまし

付帯サービスのご案内

ご了承ください。また団体のご加入人数が10名を下回った場合は、この団体契約は成立しませんので、ご了承ください。

●Y型は精神障害拡張補償特約がセットされています。 ●R1型・R2型・R3型・R4型はゴルフ中のみ傷害危険補償特約がセットされています。

保険金額と保険料(更新のみ)

■保険期間:1年 ■適用される割引:団体割引25%・優良割引25%
■保険金額:ご加入1口あたりの金額を記載しています。

※新規でのご加入および増額はできません

補償内容

		補償の対象となる場合	1口あたりの保険金額				加入条件および口数の制限
医療補償	(G)	病気による入院・手術	入院	5,000円/日	手術	外来:入院保険金日額の5倍 入院:入院保険金日額の10倍	2口まで
	(I)	病気による入院・手術	入院	5,000円/日	手術	外来:入院保険金日額の5倍 入院:入院保険金日額の20倍 重大:入院保険金日額の40倍	2口まで
	(K)	病気・ケガによる入院・手術	入院	5,000円/日	手術	外来:入院保険金日額の5倍 入院:入院保険金日額の10倍	2口まで
がん補償	(H)	がんによる入院・手術・がん診断時の一時金	入院	5,000円/日	手術	外来:入院保険金日額の5倍 入院:入院保険金日額の10倍	2口まで
			がん診断保険金:50万円				2口まで
	(J)	がんによる入院・手術・がん診断時の一時金	入院	5,000円/日	手術	外来:入院保険金日額の5倍 入院:入院保険金日額の20倍 重大:入院保険金日額の40倍	2口まで
			がん診断保険金:50万円				
	(KG5)	抗がん剤治療を受けた場合	5万円/月 支払限度月数60か月				1口まで(オプション)
(KG1)	10万円/月 支払限度月数60か月						
障害等一時金	(K1)	軽度認知障害(MCI)または認知症と診断された場合	10万円				1口まで
	(K2)		20万円				
	(K3)		30万円				
親孝行一時金	(P)	病気・ケガにより要介護2以上に認定され、90日を超えて状態継続の場合	200万円				1口まで
	(R)		300万円				
所得補償保険	(ア)	病気・ケガによる就業不能時の所得補償(支払対象外期間=7日)	満15~19歳	249,000円/月		1口まで	本人のみ
			満20~24歳	171,000円/月		2口まで	
			満25~29歳	151,000円/月		2口まで	
			満30~34歳	123,000円/月		3口まで	
			満35~39歳	98,000円/月		4口まで	
			満40~44歳	79,000円/月		5口まで	
			満45~49歳	66,000円/月		6口まで	
			満50~54歳	57,000円/月		6口まで	
	満55~59歳	53,000円/月		6口まで			
	満60~69歳	50,000円/月		6口まで			
	(エ)	病気・ケガによる就業不能時の所得補償(支払対象外期間=7日) (注)入院による就業不能時追加補償特約(支払対象外期間0日)がセットされています。	満15~19歳	241,000円/月		1口まで	
			満20~24歳	163,000円/月		2口まで	
			満25~29歳	146,000円/月		2口まで	
			満30~34歳	122,000円/月		3口まで	
			満35~39歳	100,000円/月		4口まで	
			満40~44歳	80,000円/月		5口まで	
			満45~49歳	67,000円/月		6口まで	
満50~54歳			58,000円/月		6口まで		
満55~59歳			54,000円/月		6口まで		
満60~69歳	52,000円/月		6口まで				

●保険料は、保険始期日(中途加入日)時点の満年齢によります。 ●年齢は、保険期間の初日現在の満年齢(中途加入の場合は、中途加入日時点)とします。
●ご契約は1年ごとの更新となりますので、更新加入の保険料は、更新時の保険始期日時点の満年齢による保険料となります。 ●団体割引、過去の損害率による割増引は、本団体契約の前年のご加入人数や保険金のお支払状況により決定しています。次年度以降、割増引率が変わることがありますので、あらかじめ

団体総合保険の特長

保険金額と保険料

ご加入に際して

健康状態に関する告知事項

この保険のあらまし

付帯サービスのご案内

■保険料:ご加入1口あたりの月額保険料を記載しています。

■傷害補償:職種級別A級

■所得補償保険:対象期間1年、職種級別1級

支払限度日数等			補償1口あたりの月払保険料 保険始期日時点の満年齢 ※新規加入はできません(更新のみ)															
			0~14歳	15~19歳	20~24歳	25~29歳	30~34歳	35~39歳	40~44歳	45~49歳	50~54歳	55~59歳	60~64歳	65~69歳	70~74歳	75~79歳	80~84歳	85~89歳
病気	入院	1回の入院につき180日限度かつ初年度加入から通算して1,000日限度	230円	230円	230円	320円	380円	410円	440円	560円	700円	1,020円	1,380円	2,080円	3,140円	4,460円	満79歳まで	
		1回の入院につき180日限度かつ初年度加入から通算して1,000日限度	250円	250円	250円	360円	460円	500円	530円	680円	900円	1,320円	1,840円	2,720円	4,100円	5,510円	満79歳まで	
病気	入院	1回の入院につき180日限度かつ初年度加入から通算して1,000日限度	420円	420円	420円	510円	570円	600円	630円	750円	890円	1,210円	1,570円	2,270円	3,330円	4,650円	満79歳まで	
		ケガ	入院	1,000日限度														
がん	入院	1回の入院につき180日限度かつ初年度加入から通算して1,000日限度	60円	60円	60円	60円	100円	120円	180円	330円	530円	740円	1,010円	1,500円	1,870円	2,180円	満79歳まで	
		がん診断時	がんと診断された時に、お支払いします															
がん	入院	1回の入院につき180日限度かつ初年度加入から通算して1,000日限度	60円	60円	60円	60円	110円	130円	190円	360円	590円	840円	1,160円	1,730円	2,170円	2,500円	満79歳まで	
		がん診断時	がんと診断された時に、お支払いします															
抗がん剤治療を開始した場合、治療日の属する月ごとに月額で保険金をお支払いします			20円	20円	20円	50円	80円	130円	230円	340円	420円	590円	840円	1,120円	1,520円	1,740円	満79歳まで	
			30円	30円	30円	100円	160円	260円	450円	670円	840円	1,180円	1,680円	2,240円	3,040円	3,480円	満79歳まで	
お支払いは1回限り			120円	120円	120円	120円	120円	120円	120円	120円	120円	160円	210円	310円	550円	930円	満79歳まで	
			230円	230円	230円	230円	230円	230円	230円	230円	230円	320円	410円	610円	1,100円	1,860円	満79歳まで	
			350円	350円	350円	350円	350円	350円	350円	350円	350円	350円	480円	610円	910円	1,640円	2,790円	満79歳まで
お支払いは1回限り			対象外						30円	50円	90円	170円	350円	750円	1,580円	3,320円	6,670円	12,440円
			対象外						40円	70円	130円	250円	520円	1,120円	2,370円	4,970円	10,000円	18,660円
就業不能状態が7日を超えた日から1年限度かつ初年度加入から通算して1,000日限度 (注) E型にご加入の場合、入院による就業不能については、支払対象外期間(7日)の間の入院期間についても保険金をお支払いします。			対象外						750円						対象外			
			対象外						900円						対象外			

団体総合保険の特長

保険金額と保険料

ご加入に際して

健康状態に関する告知事項

この保険のあらまし

付帯サービスのご案内

ご了承ください。また団体のご加入人数が10名を下回った場合は、この団体契約は成立しませんので、ご了承ください。

●(P)・(R)は満89歳までご継続できます。 ●親孝行一時金支払特約をセットする場合、特約保険料は特約の被保険者(加入者の親御さま)の保険始期日時点の満年齢によります。 ●(I)・(J)は手術保険金倍率変更特約および重大手術保険金倍率変更特約がセットされています。

ご加入に際して

1 ご加入時の取扱いについて

■加入者の範囲

ご本人が在職中であるときかぎり、ご加入いただくことができます。

(退職時には別途、昭和電工グループの退職者制度をご案内いたします。)

在職中の役員・社員ご本人(以下「ご本人」)およびそのご家族(ご家族とは役員・社員ご本人の配偶者・子ども・両親・兄弟姉妹をいいます。同居・扶養の制限はありません。)。ご本人の加入有無に関わらず、ご家族だけでもご加入いただけます。所得補償保険(Y型)は役員・社員ご本人のみ加入が可能です。

■年齢資格

年齢資格については1ページをご参照ください。

■健康状態に関する告知事項(加入・変更申込書裏面に記載しています。)

告知内容については、12ページをご参照ください。

■保険料払込方法

月払いです。加入時点(毎月25日)の3か月後の給与から控除となります。

■中途加入・内容変更・脱退の取扱い

- 中途加入・・・毎月25日付けで中途加入が可能です。
- 内容変更・脱退・・・ご加入窓口の取扱代理店までお問い合わせください。

2 退職時の取扱い

退職された場合は、以下のいずれかの取扱いとなります。

- ① 保険期間の途中で退職される場合は残り期間の保険料を一括でご精算させていただくことで保険期間終了日まで補償を継続することができます。
- ② ご退職と同時に脱退を希望される場合は、補償終了日までの保険料をご精算させていただきます。

ご退職に際してはお手続きが必要となりますので恐れ入りますが取扱代理店までご連絡ください。

※保険期間終了後から昭和電工グループの退職者用の保険に切り替えが可能です。別途ご案内させていただきます。

3 その他の取扱い

■保険期間

加入時点(毎月25日)から12月25日午後4時までとなります。以降1年ごとに更新します。

■自動継続の取扱い

翌年度以降、ご加入者さまからのお申し出がないかぎり、または団体(契約者)や損保ジャパンから特に連絡がないかぎり、ご契約は満了する契約と同等の補償内容で継続されます。ただし、保険料は保険始期日時点での満年齢によります。

※保険金請求状況等によっては、次回以降の更改契約のご加入をお断りしたり、ご加入条件を制限させていただくことがあります。

■保険料・保険金の税法上の取扱い

● 保険料の所得税法上の取扱いは次のとおりです。(2022年4月現在)

医療補償(病気・ケガ)の保険料…………… 介護医療保険料控除の対象となります。

所得補償保険の保険料…………… 介護医療保険料控除の対象となります。

介護一時金支払特約の保険料…………… 介護医療保険料控除の対象となります。

傷害補償の保険料…………… 介護医療保険料控除の対象となりません。

個人賠償責任補償特約の保険料…………… 介護医療保険料控除の対象となりません。

ゴルフアワー補償の保険料…………… 介護医療保険料控除の対象となりません。

● 保険金の税法上の取扱いは次のとおりです。(2022年4月現在)

相続税…………… 本人の死亡保険金は、生命保険金などを含め「500万円×法定相続人」までは非課税となります。

所得税(一時所得)…………… 家族の死亡保険金をご本人が受け取る場合には一時所得となり、所得税の対象となります。

■WEBでお手続きされる方へ

WEBでお手続きされる方は、パンフレット記載の文言を以下に読替えてご確認ください。

読替前	読替後
加入・変更申込書	申込画面
告知書	告知画面
提出	入力
記入	入力

※1 WEBでのお手続きは、WEB募集を導入(ご案内)されている団体の場合に限りです。

※2 WEBでお手続き可能な期間は、別途ご案内の更新募集の期間に限りです。

健康状態に関する告知事項

告知の大切さについてのご説明

- 告知事項はご家族の方の分を含めてご本人が事実を十分ご確認ください。
 - ・口頭でお話し、または資料提示されただけでは告知していただいたことにはなりません。
 - ・告知の内容が正しくない、ご契約の全部または一部が解除になり保険金がお受け取りいただけない場合があります。
 - ・30～33ページ「ご加入に際して、特にご注意くださいこと(注意喚起情報のご説明)」を必ずお読みください。
- 健康状態に関する告知が必要な場合

医療補償(病気・ケガ) A型・B型・C型・D型・S型	(1)新規でご加入される場合 (2)現在ご加入されている「医療補償(病気・ケガ)」の補償内容を追加・増額される場合
所得補償保険 Y型	(1)新規でご加入される場合 (2)現在ご加入されている「所得補償保険」の補償内容を増額される場合
介護一時金支払特約 P型	(1)新規でご加入される場合 (2)現在ご加入されている「介護一時金支払特約」の補償内容を増額される場合

- 健康状態に関する告知事項について
健康状態に関する告知事項については、別途「加入・変更申込書」にてご確認ください。

【ご注意】

■加入・変更申込書にご記入いただいた内容および告知事項が事実と異なる場合や事実を記載しなかった場合には、契約を解除し保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

ご加入に際して特にご確認ください事項や、ご加入者にとって不利益になる事項等、特にご注意ください事項を記載しています。ご加入になる前に必ずお読みいただきますようお願いいたします。【加入者ご本人以外の被保険者(保険の対象となる方。以下同様とします。)にも、このパンフレットに記載した内容をお伝えください。また、ご加入の際は、ご家族の方にもご契約内容をお知らせください。】

この保険のあらまし(契約概要のご説明)

- 商品の仕組み: この商品は団体総合保険普通保険約款に医療保険基本特約、疾病保険特約、傷害保険特約、がん保険特約等をセット、傷害総合保険・所得補償保険の各普通保険約款に各種特約をセットしたものです。
 団体総合保険: A型・B型・C型・D型・S型・P型・Z1型・(G)・(I)・(K)・(H)・(J)・(KG5)・(KG1)・(K1)・(K2)・(K3)・(P)・(R)
 傷害総合保険: E型・J型・K型・T型・G型・M型・N型・Z2型・U型・V型・W型・R1型・R2型・R3型・R4型・R5型・R6型
 R7型・R8型
 所得補償保険: Y型・(ア)・(エ)
- 保険契約者: 本パンフレットの表紙下段をご確認ください。
- 保険期間: 2022年12月25日午後4時から1年間となります。
- 申込締切日: 別途ご案内の締切日をご確認ください。
- ご加入条件: 引受条件(保険金額等)、保険料は本パンフレットに記載しておりますのでご確認ください。
 - 加入対象者: 役員・社員ご本人(ご本人が在職中の場合に限りご加入いただけます。ご本人が退職された場合は、別途、昭和電工グループの退職者制度をご案内いたします。)
 - 被保険者: 役員・社員またはご家族(配偶者・子ども・両親・兄弟姉妹)を被保険者としてご加入いただけます。
 所得補償保険はご本人のみご加入いただけます。
 傷害補償の家族型は、被保険者本人の配偶者やその他親族(被保険者本人またはその配偶者の、同居の親族・別居の未婚(これまでに婚姻歴がないことをいいます。)の子)も保険の対象となります。※被保険者本人またはその配偶者との続柄および同居または別居の別は、ケガ・損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。
 傷害補償の個人型は被保険者本人のみが保険の対象となります。
 新規加入の場合満79歳(継続加入の場合は、医療補償は満79歳、傷害補償は満84歳、介護一時金支払特約は満89歳、個人賠償責任補償特約はご加入のA型・B型・E型・J型・T型・G型の補償の期間)までの方が対象となります。所得補償保険の場合満15歳以上満69歳以下で在職中の方が対象となります。親孝行一時金支払特約の被保険者は、満40歳から満89歳までの方が対象となります(新規での加入は受け付けておりません。)。ゴルフ補償については、在職中の方であれば年齢は問いません。
- お支払方法: 2023年3月分給与から毎月控除となります。(12回払)
- お手続方法: 下表のとおり必要書類にご記入のうえ、締切日までにご提出ください。

ご加入対象者		お手続方法
既加入者の皆さま	前年と同等条件のプランで継続加入を希望する場合	手続きは不要です。
	ご加入プランを変更するなど前年と条件を変更して継続加入を希望する場合 ^(※1)	「加入・変更申込書」 ^(※2) に必要事項をご記入のうえ、ご提出いただきます。
	制度脱退を希望する場合	「加入・変更申込書」の申込区分「脱退」に○をして、署名欄に記入のうえご提出いただきます。(WEB募集の場合、WEB上で脱退はできません。)
新規加入の皆さま		「加入・変更申込書」に必要事項をご記入のうえ、ご提出いただきます。

(※1) 「前年と条件を変更して加入を行う場合」には、あらかじめ加入・変更申込書に打ち出された継続前の職業・職種に変更が必要な場合を含みます。加入・変更申込書の修正方法等はご加入窓口の取扱代理店までお問い合わせください。
 (※2) 医療補償・介護一時金・所得補償に新たにご加入する場合、または補償内容を追加・増額する場合は、加入・変更申込書裏面の健康状態に関する告知事項をご確認のうえ、「★告知確認欄」にチェックし、加入・変更申込書をご提出いただきます。
 (注) 傷害補償にご加入の場合、ご契約の保険料を算出する際や保険金をお支払いする際の重要な項目である職種級別は、職種級別表をご確認ください。

- 中途加入: 保険期間の中途でのご加入は、毎月受付をしています。その場合の保険期間は、毎月末日までの受付分は受付日の翌月25日から2023年12月25日午後4時までです。保険料は、中途加入の補償開始日の翌々月から毎月給与と控除します。
- 中途脱退: この保険から脱退(解約)される場合は、ご加入窓口のご担当者さままでご連絡ください。
- 団体割引: 団体割引、過去の損害率による割増引は、本団体契約の前年のご加入人数や保険金のお支払状況により決定しています。次年度以降、割増引率が変わることがありますので、あらかじめご了承ください。
- 満期返れい金・契約者配当金: この保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】

【医療補償疾病保険特約(A型・B型)】 ※更新のみ(G)・(I)・(K)

被保険者が、日本国内または国外において保険期間中に疾病を被り、その直接の結果として、入院を開始した場合、手術を受けられた場合、退院後に通院された場合等に保険金をお支払いします。

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
疾病入院 保険金 (A型・B型) (G)・(I)・(K)	保険期間中に疾病を被り、入院を開始した場合、1回の入院につき180日を限度として、入院した日数に対し、入院1日につき疾病入院保険金日額をお支払いします。ただし、初年度加入および継続加入の保険期間を通算して1,000日が限度となります。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> 疾病入院保険金の額=疾病入院保険金日額×入院した日数 </div>	①故意または重大な過失 ②戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為 ^(※1) を除きます。)、核燃料物質等によるもの ③自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ④無資格運転、酒気を帯びた状態での運転による事故 ⑤麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の使用(治療を目的として医師が用いた場合を除きます。) ⑥傷害 ⑦妊娠、出産。ただし、異常分娩等、「療養の給付」等 ^(※2) の支払いの対象となる場合を除きます。 ⑧頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見 ^(※3) のないもの ⑨アルコール依存、薬物依存等の精神障害 など
疾病手術 保険金 (A型・B型) (G)・(I)・(K)	以下の(1)または(2)のいずれかの場合に保険金をお支払いします。 (1) 保険期間中に疾病を被り、かつその疾病の治療のために病院または診療所において以下の①から③までのいずれかの手術 ^(※1) を受けた場合、疾病手術保険金をお支払いします。なお、手術の種類によっては、回数などの制限があります。 ① 公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術 ② 先進医療に該当する手術 ^(※2) ③ 放射線治療に該当する診療行為 <(G)・(K)の場合> (2) 保険期間中に疾病を被り、その疾病の治療のために病院または診療所において以下①から③までのいずれかの手術 ^(※1) を受けた場合、疾病手術保険金をお支払いします。 ① 公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術 ② 先進医療に該当する手術 ^(※2) ③ 放射線治療に該当する診療行為 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> 手術(重大手術^(※3)以外) <入院中に受けた手術の場合> 疾病手術保険金の額=疾病入院保険金日額×20(倍) <外来で受けた手術の場合> 疾病手術保険金の額=疾病入院保険金日額×5(倍) </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> 重大手術^(※3) 疾病手術保険金の額=疾病入院保険金日額×40(倍) (注)重大手術を受けた場合は、入院中・外来を問わず、40倍とします。 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <(G)・(K)の場合> <入院中に受けた手術の場合> 疾病手術保険金の額=疾病入院保険金日額×10(倍) <外来で受けた手術の場合> 疾病手術保険金の額=疾病入院保険金日額×5(倍) </div> (※1) 以下の手術は対象となりません。 創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術・整復固定術および授動術、抜歯手術、鼻焼灼術、美容整形上の手術、疾病を直接の原因としない不妊手術、診断・検査のための手術、公的医療保険制度における医科診療報酬点数表で手術料の算定対象とならない乳房再建術、視力矯正を目的としたレーザー・冷凍凝固による眼球手術(レーシック手術等) など (※2) 先進医療に該当する手術は、治療を直接の目的としてメス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものにかぎります。 (※3) 重大手術とは以下の手術をいいます。 ① 開頭手術(穿頭術を含みます。) ② 悪性新生物に対する開胸手術および開腹手術(胸腔鏡・縦隔鏡・腹腔鏡を用いた手術を含みます。) ③ 心臓・大動脈・大静脈・肺動脈・冠動脈の病変に対する開胸手術および開腹手術 ④ 四肢切断術(手指・足指を除きます。) ⑤ 脊髄(せきずい)腫摘出術 ⑥ 日本国内で行われた、心臓・肺・肝臓・脾(すい)臓・腎(じん)臓(それぞれ、人工臓器を除きます。)の全体または一部の移植手術。ただし、臓器の移植に関する法律(平成9年法律第104号)に規定する移植手術にかぎります。 (2) 骨髄幹細胞採取手術 ^(※1) を受けた場合は、保険期間中に確認検査 ^(※2) を受けた時を疾病を被った時とみなして、(1)と同様の保険金額を疾病手術保険金としてお支払いします。 (※1) ご加入初年度の保険期間の開始時からその日を含めて1年経過した後に受けた場合にお支払いの対象となります。なお、提供者と受容者が同一となる自家移植の場合は、保険金をお支払いしません。 (※2) 「確認検査」とは、骨髄幹細胞の受容者との白血球の型等の適合等を確認するための検査のうち、最初に行ったものをいいます。ただし、骨髄バンクドナーの登録の検査を除きます。 疾病手術保険金は、手術を受けられるごとにお支払いしますが、手術の種類によっては、お支払いする回数・保険金の額に以下(1)から(4)までの制限があります。 (1) 時期を同じくして2種類以上の手術を受けた場合、疾病手術保険金の額の最も高いいずれか1つの手術についてのみお支払いします。 (2) 同一の手術(同一の先進医療に該当する手術を含みます。)を2回以上受けた場合で、それらの手術が一連の手術 ^(※1) に該当するときは、同一手術期間 ^(※2) に受けた一連の手術 ^(※1) については、疾病手術保険金の額の最も高いいずれか1つの手術についてのみお支払いします。 (※1) 一連の手術とは、医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表において、一連の治療過程に連続して受けた場合でも手術料が1回のみ算定されるものとして定められている手術をいいます。	(※1) 「テロ行為」とは、政治的・社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行為をいいます。以下同様とします。 (※2) 「療養の給付」等とは、公的医療保険制度を定める法令に規定された「療養の給付」に要する費用ならびに「療養費」、「家族療養費」、「保険外併用療養費」、「入院時食事療養費」、「移送費」および「家族移送費」をいいます。以下同様とします。 (※3) 「医学的他覚所見」とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。以下同様とします。

次ページへ続きます。

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
疾病 (続き)	<p>前ページより続きます。</p> <p>(※2)同一手術期間とは、一連の手術のうち最初に手術を受けた日からその日を含めて60日間をいいます。また、同一手術期間経過後に一連の手術を受けた場合は、直前の同一手術期間経過後最初にその手術を受けた日からその日を含めて60日間を新たな同一手術期間とします。</p> <p>(3)医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表において、手術料が1日につき算定されるものとして定められている手術を受けた場合は、その手術を受けた1日目についてのみお支払いします。</p> <p>(4)放射線治療を2回以上受けた場合は、施術の開始日から60日の間に1回のお支払いを限度とします。</p>	前ページより続きます。
	<p>疾病退院後通院保険金 (B型)</p> <p>保険期間中に疾病を被り、継続して4日を超えて入院し、退院後の通院責任期間に通院した場合、1回の通院責任期間につき30日を限度として、通院した日数に対し、通院1日につき疾病退院後通院保険金日額をお支払いします。ただし、1回の入院について、最初の入院の開始日からその日を含めて1,000日を経過した日の翌日以降の通院に対しては、保険金をお支払いしません。また、疾病入院保険金をお支払いするべき期間中の通院に対しては、疾病退院後通院保険金をお支払いしません。</p> <p style="text-align: center;">疾病退院後通院保険金の額=疾病退院後通院保険金日額×通院した日数</p>	

(注) 初年度加入の締結の後に保険金のお支払条件の変更があった場合は、次の①または②の保険金の額のうち、いずれか低い金額をお支払いします。ただし、入院の原因となった疾病を被った時から起算して1年を経過した後に入院を開始した場合を除きます。

①被保険者が疾病を被った時のお支払条件により算出された保険金の額
 ②被保険者が入院を開始した時のお支払条件により算出された保険金の額

【医療補償傷害保険特約(A型・B型)】 ※更新のみ(K)

被保険者が、日本国内または国外において保険期間中に生じた急激かつ偶然な外来の事故(以下「事故」といいます。)によるケガで、入院を開始した場合、手術を受けられた場合、通院された場合等に保険金をお支払いします。

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
傷害入院保険金 (A型・B型) (K)	<p>保険期間中に生じた事故によるケガで入院した場合、1事故につき180日を限度として、入院した日数に対し、入院1日につき傷害入院保険金日額をお支払いします。</p> <p style="text-align: center;">傷害入院保険金の額=傷害入院保険金日額×入院した日数</p>	<p>①故意または重大な過失 ②戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等によるもの ③自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ④無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転による事故 ⑤脳疾患、疾病または心神喪失 ⑥妊娠、出産、早産または流産 ⑦外科的手術その他の医療処置 ⑧地震、噴火またはこれらによる津波(天災危険補償特約をセットしない場合) ⑨頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」、腰痛等で医学的他覚所見のないもの) ⑩ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ロッククライミング(フリークライミングを含みます。)、登る壁の高さが5mを超えるボルダリング、航空機操縦(職務として操縦する場合を除きます。)、ハングライダー搭乗等の危険な運動を行っている間の事故 ⑪自動車、原動機付自転車等による競技、競争、興行(これらに準ずるものおよび練習を含みます。))の間の事故 など</p>
傷害手術保険金 (A型・B型) (K)	<p>保険期間中に生じた事故によりケガをされ、そのケガの治療のために病院または診療所において以下①または②のいずれかの手術を受けた場合、傷害手術保険金をお支払いします。なお、1事故に基づくケガに対して時期を同じくして、2以上の手術を受けたときは、これらの手術のうち、傷害手術保険金の額が最も高いいずれか1つの手術についてのみお支払いします。</p> <p>①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術^(※1) ②先進医療に該当する手術^(※2)</p> <p>手術(重大手術^(※3)以外) <入院中に受けた手術の場合> 傷害手術保険金の額=傷害入院保険金日額×20(倍) <外来で受けた手術の場合> 傷害手術保険金の額=傷害入院保険金日額×5(倍)</p> <p>重大手術^(※3) 傷害手術保険金の額=傷害入院保険金日額×40(倍) (注)重大手術を受けた場合は、入院中・外来を問わず、40倍とします。</p> <p><(G)・(K)の場合> <入院中に受けた手術の場合> 傷害手術保険金の額=傷害入院保険金日額×10(倍) <外来で受けた手術の場合> 傷害手術保険金の額=傷害入院保険金日額×5(倍)</p> <p>(※1)以下の手術は対象となりません。 創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術・整復固定術および授動術、抜歯手術 (※2)先進医療に該当する手術は、治療を直接の目的としてメス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものにかぎります。 (※3)重大手術とは以下の手術をいいます。 ①開頭手術(穿頭術を含みます。) ②開胸手術および開腹手術(胸腔鏡・縦隔鏡・腹腔鏡を用いた手術を含みます。) ③四肢切断術(手指・足指を除きます。) ④日本国内で行われた、心臓・肺・肝臓・脾(すい)臓・腎(じん)臓(それぞれ、人工臓器を除きます。))の全体または一部の移植手術。ただし、臓器の移植に関する法律(平成9年法律第104号)に規定する移植手術にかぎります。</p>	
傷害通院保険金 (B型)	<p>保険期間中に生じた事故によるケガで通院された場合、事故の発生の日からその日を含めて1,000日以内の通院に対し、1事故につき30日を限度として、通院1日につき傷害通院保険金日額をお支払いします。ただし、傷害入院保険金をお支払いするべき期間中の通院に対しては、傷害通院保険金をお支払いしません。</p> <p style="text-align: center;">傷害通院保険金の額=傷害通院保険金日額×通院した日数</p> <p>(注1)通院しない場合で、骨折、脱臼、靭帯損傷等のケガをされた脊柱、肋骨、長管骨等の部位を固定するために医師の指示によりギブス等^(※)を常時装着したときはその日数について通院したものとみなします。</p> <p style="text-align: right;">次ページへ続きます。</p>	

補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】(続き)

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
傷害通院保険金(B型)(続き)	前ページより続きます。 (※)ギプス、ギプスシーネ、ギプスシャーシ、シーネその他これらと同程度に固定することができるものをいい、胸部固定帯、胸骨固定帯、肋骨固定帯、軟性コルセット、サポーター等は含まれません。 (注2) 傷害通院保険金の支払いを受けられる期間中に新たに他のケガをされた場合であっても、重複して傷害通院保険金をお支払いしません。	前ページより続きます。

【医療補償特定生活習慣病のみ補償特約(C型・D型)】

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
特定生活習慣病入院保険金(C型・D型)	<p>保険期間中に所定の特定生活習慣病(がん、糖尿病、心疾患、高血圧性疾患、脳血管疾患)を被り、入院を開始した場合、1回の入院につき180日を限度として、入院した日数に対し、入院1日につき特定生活習慣病入院保険金日額をお支払いします。 ただし、初年度加入および継続加入の保険期間を通算して1,000日が限度となります。</p> <p>特定生活習慣病入院保険金の額=特定生活習慣病入院保険金日額×入院した日数</p>	<p>①故意または重大な過失 ②戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為^(※1)を除きます。)、核燃料物質等によるもの ③自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ④無資格運転、酒気を帯びた状態での運転による事故 ⑤麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の使用(治療を目的として医師が用いた場合を除きます。) ⑥傷害 ⑦妊娠、出産。ただし、異常分娩等、「療養の給付」等^(※2)の支払いの対象となる場合を除きます。 ⑧頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」、腰痛等で医学的他覚所見^(※3)のないもの) ⑨アルコール依存、薬物依存等の精神障害 など</p>
特定生活習慣病手術保険金(C型・D型)	<p>保険期間中に所定の特定生活習慣病(がん、糖尿病、心疾患、高血圧性疾患、脳血管疾患)を被り、その特定生活習慣病の治療のために病院または診療所において以下の①から③までのいずれかの手術^(※1)を受けた場合、特定生活習慣病手術保険金をお支払いします。</p> <p>①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術 ②先進医療に該当する手術^(※2) ③放射線治療に該当する診療行為</p> <p>手術(重大手術^(※3)以外) <入院中に受けた手術の場合> 特定生活習慣病手術保険金の額=特定生活習慣病入院保険金日額×20(倍) <外来で受けた手術の場合> 特定生活習慣病手術保険金の額=特定生活習慣病入院保険金日額×5(倍)</p> <p>重大手術^(※3) 特定生活習慣病手術保険金の額=特定生活習慣病入院保険金日額×40(倍) (注)重大手術を受けた場合は、入院中・外来を問わず、40倍とします。</p> <p>(※1)以下の手術は対象となりません。 創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術・整復固定術および授動術、抜歯手術、鼻焼灼術、美容整形上の手術、特定生活習慣病を直接の原因としない不妊手術、診断・検査のための手術、公的医療保険制度における医科診療報酬点数表で手術料の算定対象とならない乳房再建術、視力矯正を目的としたレーザー・冷凍凝固による眼球手術(レーシック手術等) など</p> <p>(※2)先進医療に該当する手術は、治療を直接の目的としてメス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものにかぎります。</p> <p>(※3)重大手術とは以下の手術をいいます。 ①開頭手術(穿頭術を含みます。) ②悪性新生物に対する開胸手術および開腹手術(胸腔鏡・縦隔鏡・腹腔鏡を用いた手術を含みます。) ③心臓・大動脈・大静脈・肺動脈・冠動脈の病変に対する開胸手術および開腹手術 ④四肢切断術(手指・足指を除きます。) ⑤脊髄(せきずい)腫摘出術 ⑥日本国内で行われた、心臓・肺・肝臓・脾(すい)臓・腎(じん)臓(それぞれ、人工臓器を除きます。)の全体または一部の移植手術。ただし、臓器の移植に関する法律(平成9年法律第104号)に規定する移植手術にかぎります。</p> <p>特定生活習慣病手術保険金は、手術を受けられるごとにお支払いしますが、手術の種類によっては、お支払いする回数・保険金の額に以下(1)から(4)までの制限があります。</p> <p>(1)時期を同じくして2種類以上の手術を受けた場合、特定生活習慣病手術保険金の額の最も高いいずれか1つの手術についてのみお支払いします。</p> <p>(2)同一の手術(同一の先進医療に該当する手術を含みます。)を2回以上受けた場合で、それらの手術が一連の手術^(※1)に該当するときは、同一手術期間^(※2)に受けた一連の手術^(※1)については、特定生活習慣病手術保険金の額の最も高いいずれか1つの手術についてのみお支払いします。</p> <p>(※1)一連の手術とは、医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表において、一連の治療過程に連続して受けた場合でも手術料が1回のみ算定されるものとして定められている手術をいいます。</p> <p>(※2)同一手術期間とは、一連の手術のうち最初に手術を受けた日からその日を含めて60日間をいいます。また、同一手術期間経過後に一連の手術を受けた場合は、直前の同一手術期間経過後最初にその手術を受けた日からその日を含めて60日間を新たな同一手術期間とします。</p> <p>(3)医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表において、手術料が1日につき算定されるものとして定められている手術を受けた場合は、その手術を受けた1日目についてのみお支払いします。</p> <p>(4)放射線治療を2回以上受けた場合は、施術の開始日から60日の間に1回のお支払いを限度とします。</p>	<p>(※1)「テロ行為」とは、政治的・社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行為をいいます。</p> <p>(※2)「療養の給付」等とは、公的医療保険制度を定める法令に規定された「療養の給付」に要する費用ならびに「療養費」、「家族療養費」、「保険外併用療養費」、「入院時食事療養費」、「移送費」および「家族移送費」をいいます。</p> <p>(※3)「医学的他覚所見」とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。</p>

団体総合保険の特長

保険金額と保険料

ご加入に際して

健康状態に関する告知事項

この保険のあらまし

付帯サービスのご案内

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
傷害(続き) 特定生活習慣病退院後通院保険金(D型)	<p>保険期間中に所定の特定生活習慣病(がん、糖尿病、心疾患、高血圧性疾患、脳血管疾患)を被り、継続して4日を超えて入院し、退院後の通院責任期間中に通院した場合、1回の通院責任期間につき30日を限度として、通院した日数に対し、通院1日につき特定生活習慣病退院後通院保険金日額をお支払いします。ただし、1回の入院について、最初の入院の開始日からその日を含めて1,000日を経過した日の翌日以降の通院に対しては保険金をお支払いしません。</p> <p>特定生活習慣病退院後通院保険金の額=特定生活習慣病退院後通院保険金日額×通院した日数</p> <p>また、特定生活習慣病入院保険金をお支払いするべき期間中の通院に対しては、特定生活習慣病退院後通院保険金をお支払いしません。</p>	前ページより続きます。

【がん保険特約】 ※更新のみ(H)・(J)

被保険者が、責任開始日以降の保険期間中にがんと診断確定され、その直接の結果として、入院を開始した場合、手術を受けた場合等に保険金をお支払いします。

ご加入初年度の保険期間の開始日からその日を含めて91日目(責任開始日)以降に該当した支払事由が保険金お支払いの対象となります。

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
がん診断保険金	<p>責任開始日以降の保険期間中に初めてがんと診断確定された場合、またはがんと診断確定されその治療を直接の目的として入院を開始された場合、がん診断保険金額をお支払いします。</p> <p>なお、2回目以降のがん診断保険金のお支払いは、保険金の支払事由に該当した最終の日からその日を含めて2年以内に該当した支払事由については、保険金をお支払いしません。が、保険金の支払事由に該当した最終の日からその日を含めて2年を経過した日の翌日にがんの治療を直接の目的として継続して入院中の場合は、保険金をお支払いします。</p>	<p>①故意または重大な過失 ②戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。) ③核燃料物質(使用済燃料を含みます。)もしくは核燃料物質によって汚染された物(原子核分裂生成物を含みます。)の放射性、爆発性その他の有害な特性 ④上記以外の放射線照射または放射能汚染 ⑤がん以外での入院、手術、通院 など</p>
がん入院保険金	<p>責任開始日以降の保険期間中にがんと診断確定され、その直接の結果として入院を開始した場合、入院した日数に対し、入院1日につきがん入院保険金日額をお支払いします。</p> <p>がん入院保険金の額=がん入院保険金日額×入院した日数</p>	
がん手術保険金	<p>責任開始日以降の保険期間中にがんと診断確定され、がんの治療のために病院または診療所において以下①から③までのいずれかの手術^(※1)を受けた場合、がん手術保険金をお支払いします。</p> <p>①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術 ②先進医療に該当する手術^(※2) ③放射線治療に該当する診療行為</p> <p>手術(重大手術^(※3)以外) <入院中に受けた手術の場合> がん手術保険金の額=がん入院保険金日額×20(倍) <外来で受けた手術の場合> がん手術保険金の額=がん入院保険金日額×5(倍)</p> <p>重大手術^(※3) がん手術保険金の額=がん入院保険金日額×40(倍) (注)重大手術を受けた場合は、入院中・外来を問わず、40倍とします。</p> <p><(H)の場合> <入院中に受けた手術の場合> がん手術保険金の額=がん入院保険金日額×10(倍) <外来で受けた手術の場合> がん手術保険金の額=がん入院保険金日額×5(倍)</p> <p>(※1)以下の手術は対象となりません。 創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術・整復固定術および授動術、抜歯手術、鼻焼灼術、美容整形上の手術、疾病を直接の原因としない不妊手術、診断・検査のための手術 など</p> <p>(※2)先進医療に該当する手術は、治療を直接の目的としてメス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものにかぎります。</p> <p>(※3)重大手術とは以下の手術をいいます。 ①悪性新生物に対する開頭手術(穿頭術を含みます。) ②悪性新生物に対する開胸手術および開腹手術(胸腔鏡・縦隔鏡・腹腔鏡を用いた手術を含みます。) ③悪性新生物に対する四肢切断術(手指・足指を除きます。) ④脊髄(せきずい)腫(悪性)摘出術 ⑤悪性新生物の治療を直接の目的として日本国内で行われた、心臓・肺・肝臓・脾(すい)臓・腎(じん)臓(それぞれ、人工臓器を除きます。)の全体または一部の移植手術。ただし、臓器の移植に関する法律(平成9年法律第104号)に規定する移植手術にかぎります。</p> <p>がん手術保険金は、手術を受けられるごとにお支払いしますが、手術の種類によっては、お支払いする回数・保険金の額に以下(1)から(5)までの制限があります。</p> <p>(1)時期を同じくして2種類以上の手術を受けた場合、がん手術保険金の額の最も高いいずれか1つの手術についてのみお支払いします。</p> <p>(2)同一の手術(同一の先進医療に該当する手術を含みます。)を2回以上受けた場合で、それらの手術が一連の手術^(※1)に該当するときは、同一手術期間^(※2)に受けた一連の手術^(※1)については、がん手術保険金の額の最も高いいずれか1つの手術についてのみお支払いします。</p> <p>(※1)一連の手術とは、医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表において、一連の治療過程に連続して受けた場合でも手術料が1回のみ算定されるものとして定められている手術をいいます。</p> <p>次ページへ続きます。</p>	

補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】(続き)

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
がん手術 保険金 (続き)	<p>前ページより続きます。</p> <p>(※2)同一手術期間とは、一連の手術のうち最初に手術を受けた日からその日を含めて60日間をいいます。また、同一手術期間経過後に一連の手術を受けた場合は、直前の同一手術期間経過後最初にその手術を受けた日からその日を含めて60日間を新たな同一手術期間とします。</p> <p>(3) 医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表において、手術料が1日につき算定されるものとして定められている手術を受けた場合は、その手術を受けた1日目についてのみお支払いします。</p> <p>(4) 放射線治療を2回以上受けた場合は、施術の開始日から60日の間に1回のお支払いを限度とします。</p> <p>(5) 乳房再建術については、公的医療保険制度における医科診療報酬点数表の手術料算定対象として列挙されている診療行為に該当しない場合であっても、がん手術保険金をお支払いします。ただし、その場合は、1回の入院につき1乳房に対して1回のお支払いを限度とします。</p>	前ページより続きます。

(注) 初年度加入の締結の後に保険金のお支払条件の変更があった場合は、次の①または②の保険金の額のうち、いずれか低い金額をお支払いします。

- ①このご契約のお支払条件により算出された保険金の額
- ②被保険者ががんと診断確定された時のご契約のお支払条件により算出された保険金の額

【先進医療等費用補償特約(S型)】

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
先進医療等費用 保険金 (注)	<p>保険期間中に傷害または疾病を被り、被保険者が日本国内で先進医療等^(※1)を受けたことにより負担した先進医療^(※2)の技術料や臓器移植に要する費用等を先進医療等費用保険金額を限度にお支払いします。</p> <p>(※1) 先進医療および臓器移植術をいいます。</p> <p>(※2) 病院等において行われる医療行為のうち、一定の施設基準を満たした病院等が厚生労働省への届出により行う高度な医療技術をいいます。対象となる先進医療の種類については、保険期間中に変更となることがあります。詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。 (https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/sensiniryu/kikan.html)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ①故意または重大な過失 ②戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等によるもの ③自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ④麻薬、大麻、あへん、覚せい剤等の使用(治療を目的として医師が用いた場合を除きます。) ⑤頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見のないもの ⑥無資格運転、酒気を帯びた状態での運転による事故 ⑦地震、噴火またはこれらによる津波(天災危険補償特約をセットしない場合) ⑧妊娠、出産 ⑨ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ロッククライミング(フリークライミングを含みます。)、登る壁の高さが5mを超えるボルダリング、航空機操縦(職務として操縦する場合を除きます。)、ハンググライダー搭乗等の危険な運動を行っている間の事故 ⑩自動車、原動機付自転車等による競技、競争、興行(これらに準ずるものおよび練習を含みます。)の間の事故 など

(注) 補償内容が同様のご契約^(※1)が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金がお支払されない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の要否をご判断ください^(※2)。

(※1) 傷害保険の他、火災保険や自動車保険などにセットされる特約や他社のご契約を含みます。

(※2) 1契約のみに補償・特約をセットした場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化(同居から別居への変更等)により被保険者が補償の対象外になったときなどは、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

【抗がん剤治療補償特約】 ※更新のみ (KG5)・(KG1)

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
抗がん剤治療 保険金	<p>責任開始日以降の保険期間中にがんと診断確定され、その直接の結果として抗がん剤治療を開始した場合は、抗がん剤治療を受けた日の属する月ごとに、60か月を限度として、抗がん剤治療保険金をお支払いします。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ①故意または重大な過失 ②戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。) ③核燃料物質(使用済燃料を含みます。) もしくは核燃料物質によって汚染された物(原子核分裂生成物を含みます。) の放射性、爆発性その他の有害な特性 ④上記以外の放射線照射または放射能汚染 ⑤がん以外での入院、手術、通院 など

【傷害補償(E型・J型・K型・T型)】

被保険者が、日本国内または国外において、急激かつ偶然な外来の事故(以下「事故」といいます。)によりケガ^(※)をされた場合等に、保険金をお支払いします。
 (※) 身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収した場合に急激に生ずる中毒症状を含みます。ただし、細菌性食中毒、ウイルス性食中毒は含みません。

(注) 保険期間の開始時より前に発生した事故によるケガ・損害に対しては、保険金をお支払いできません。

「急激かつ偶然な外来の事故」について

■「急激」とは、突発的に発生することであり、ケガの原因としての事故がゆるやかに発生するのではなく、原因となった事故から結果としてのケガまでの過程が直接的で時間的間隔のないことを意味します。

■「偶然」とは、「原因の発生が偶然である」「結果の発生が偶然である」「原因・結果とも偶然である」のいずれかに該当する予知されない出来事をいいます。

■「外来」とは、ケガの原因が被保険者の身体の外からの作用によることをいいます。

(注) 靴ずれ、車酔い、熱中症、しもやけ等は、「急激かつ偶然な外来の事故」に該当しません。

【交通傷害補償(G型・M型・N型)】

被保険者が、日本国内または国外において、所定の交通乗用具との衝突、接触等の交通事故または交通乗用具に搭乗中の事故によりケガ^(※)をされた場合等に、保険金をお支払いします。

(※) 身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収した場合に急激に生ずる中毒症状を含みます。ただし、細菌性食中毒、ウイルス性食中毒は含みません。

(注) 保険期間の開始時より前に発生した事故によるケガ・損害に対しては、保険金をお支払いできません。

■ 次のような事故によりケガをされた場合に、保険金をお支払いします。

① 交通乗用具との衝突、接触等の交通事故 ② 交通乗用具に搭乗中^(※)の事故

③ 駅の改札口に入ってから改札口を出るまでの間における事故 ④ 交通乗用具の火災

(※) 正規の搭乗装置もしくはその装置のある室内(通行できないように仕切られている場所を除きます。)に搭乗している間。ただし、異常かつ危険な方法での搭乗を除きます。

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
傷害(国内外補償)	死亡保険金 (J型・T型・M型) 事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合、死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。ただし、すでに後遺障害保険金をお支払いしている場合は、その金額を差し引いてお支払いします。 $\text{死亡保険金の額} = \text{死亡・後遺障害保険金額の全額}$	【共通】 ① 故意または重大な過失 ② 自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③ 無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転 ④ 脳疾患、疾病または心神喪失 ⑤ 妊娠、出産、早産または流産 ⑥ 外科的手術その他の医療処置 ⑦ 戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為 ^(※1) を除きます。)、核燃料物質等によるもの ⑧ 顔(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見 ^(※2) のないもの など 【傷害補償】 ⑨ ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ロッククライミング(フリークライミングを含みます。)、登る壁の高さが5mを超えるボルダリング、航空機操縦(職務として操縦する場合を除きます。)、ハングライダー搭乗等の危険な運動を行っている間の事故 ⑩ 自動車、原動機付自転車等による競技、競争、興行(これらに準ずるものおよび練習を含みます。))の間の事故 など 【交通傷害補償】 ⑪ 地震、噴火またはこれらによる津波 ⑫ 交通乗用具による競技、競争、興行(これらに準ずるものおよび練習を含みます。))の間の事故 ⑬ 船舶に搭乗することを職務(養成所の生徒を含みます。))とする被保険者が、職務または実習のために船舶に搭乗している間の事故 ⑭ 航空運送事業者が路線を定めて運行する航空機以外の航空機を被保険者が操縦または職務として搭乗している間の事故 ⑮ グライダー、飛行船、ジャイロプレーン等の航空機に搭乗している間の事故
	後遺障害保険金 (J型・K型・T型・M型・N型) 事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合、その程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%~100%をお支払いします。ただし、お支払いする後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、死亡・後遺障害保険金額を限度とします。 $\text{後遺障害保険金の額} = \text{死亡・後遺障害保険金額} \times \text{後遺障害の程度に応じた割合}(4\% \sim 100\%)$	
	入院保険金 (E型・T型・G型) 事故によりケガをされ、入院された場合、入院日数に対し1,000日を限度として、1日につき入院保険金日額をお支払いします。 $\text{入院保険金の額} = \text{入院保険金日額} \times \text{入院日数}(1,000\text{日限度})$	
	事故によりケガをされ、そのケガの治療のために病院または診療所において、以下の①または②のいずれかの手術を受けた場合、手術保険金をお支払いします。ただし、1事故につき1回の手術にかぎります。 なお、1事故に基づくケガに対して、2以上の手術を受けたときは、それらの手術のうち、手術保険金の額が最も高いいずれか1つの手術についてのみお支払いします。 ① 公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術 ^(※1) ② 先進医療に該当する手術 ^(※2) $\text{手術(重大手術}^{(※3)}\text{以外)}$ $\text{<入院中に受けた手術の場合> 手術保険金の額} = \text{入院保険金日額} \times 20(\text{倍})$ $\text{<外来で受けた手術の場合> 手術保険金の額} = \text{入院保険金日額} \times 5(\text{倍})$ $\text{重大手術}^{(※3)}$ $\text{手術保険金の額} = \text{入院保険金日額} \times 40(\text{倍})$ (注) 重大手術を受けた場合は入院中・外来を問わず、入院保険金日額の40倍の額を手術保険金としてお支払いします。 (※1) 以下の手術は対象となりません。 創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術・整復固定術および授動術、抜歯手術 (※2) 先進医療に該当する手術は、治療を直接の目的としてメス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものにかぎります。 (※3) 重大手術とは以下の手術をいいます。 ① 開頭手術(穿頭術を含みます。) ② 開胸手術および開腹手術(胸腔鏡・縦隔鏡・腹腔鏡を用いた手術を含みます。) ③ 四肢切断術(手指・足指を除きます。) ④ 日本国内で行われた、心臓・肺・肝臓・脾(すい)臓・腎(じん)臓(それぞれ、人工臓器を除きます。)の全体または一部の移植手術。ただし、臓器の移植に関する法律(平成9年法律第104号)に規定する移植手術にかぎります。	
通院保険金 (E型・T型・G型) 事故によりケガをされ、通院された場合、事故の発生の日からその日を含めて1,000日以内の通院日数に対し、90日を限度として、1日につき通院保険金日額をお支払いします。ただし、入院保険金をお支払いするべき期間中の通院に対しては、通院保険金をお支払いしません。 次ページへ続きます。	次ページへ続きます。	

補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】(続き)

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
傷害(国内外補償)(続き) 通院保険金(E型・T型・G型)(続き)	<p>前ページより続きます。</p> <p>通院保険金の額=通院保険金日額×通院日数(事故の発生の日から1,000日以内の90日限度)</p> <p>(注1) 通院されない場合であっても、骨折、脱臼、靭帯損傷等のケガをされた部位(脊柱、肋骨、胸骨、長管骨等)を固定するために医師の指示によりギブス等^(※)を常時装着したときはその日数について通院したものとみなします。 (※)ギブス、ギブスシーネ、ギブスシャーレ、シーネその他これらと同程度に固定することができるものをいい、胸部固定帯、胸骨固定帯、肋骨固定帯、軟性コルセット、サポーター等は含みません。</p> <p>(注2) 通院保険金の支払いを受けられる期間中に新たに他のケガをされた場合であっても、重複して通院保険金をお支払いしません。</p>	<p>前ページより続きます。</p> <p>⑥ 被保険者が職務として、交通乗用具への荷物、貨物等の積み込み作業または交通乗用具の修理、点検、整備、清掃の作業に従事中のその作業に直接起因する事故 など (※1)「テロ行為」とは、政治的・社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行為をいいます。 (※2)「医学的他覚所見」とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。</p>

【介護一時金支払特約(P型)】

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
介護一時金支払特約 介護一時金	<p>保険期間中に、疾病や傷害などにより以下の①または②のいずれかに該当した場合、介護一時金保険金額をお支払いします。 なお、保険金をお支払いした場合この特約は失効するため、お支払いは1回かぎりとなります。</p> <p>① 公的介護保険制度を定める法令に規定された要介護状態区分の要介護2から5までに該当する認定を受けた場合^(※1)</p> <p>② 損保ジャパンが定める所定の要介護状態^(※2)となり、その要介護状態が要介護状態に該当した日からその日を含めて90日を超えて継続した場合 (※1) 要介護認定を受けてからその状態が継続した日数にかかわらず保険金をお支払いします。 (※2) 公的介護保険制度における要介護認定基準とは異なります。詳細につきましては、損保ジャパン公式ウェブサイト掲載の約款集をご覧ください。</p> <p>(注) 初年度加入の締結の後に保険金のお支払条件の変更があった場合は、次の①または②の保険金の額のうち、いずれか低い金額をお支払いします。ただし、疾病、傷害その他の要介護状態の原因となった事由が生じた時から起算して1年を経過した後に要介護状態に該当した場合を除きます。 ① 疾病、傷害その他の要介護状態の原因となった事由が生じた時の支払条件により算出された保険金の額 ② 被保険者が要介護状態に該当した日の支払条件により算出された保険金の額</p>	<p>① 故意または重大な過失 ② 自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③ 無資格運転、酒気を帯びた状態での運転による事故 ④ 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の使用(治療を目的として医師が用いた場合を除きます。) ⑤ アルコール依存、薬物依存または薬物乱用(治療を目的として医師が用いた場合を除きます。) ⑥ 先天性異常 ⑦ 地震、噴火またはこれらによる津波 ⑧ 戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等によるもの ⑨ 頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見のないもの など</p>

【親孝行一時金支払特約・軽度認知障害等一時金支払特約】 ※更新のみ(K1)・(K2)・(K3)・(P)・(R)

保険金の種類	お支払いする保険金の主な内容	保険金をお支払いできない主な場合
親孝行一時金(P)・(R)	<p>被保険者(本人の親で、加入時に指定された方となります。)が公的介護保険制度を定める法令に規定された要介護状態区分の要介護2から5のいずれかに該当する認定を受け、その状態が要介護認定を受けた日(公的介護保険制度に基づいて申請を行った日)からその日を含めて90日を超えて継続した場合、被保険者へ親孝行一時金保険金額をお支払いします。保険金をお支払いした場合この特約は失効するため、お支払いは1回かぎりとなります。</p> <p>(注1) 初年度契約については、保険始期からその日を含めて91日目以降に該当した支払事由がお支払いの対象となります。</p> <p>(注2) 本特約の被保険者(親)の引受対象年齢は、新規加入の場合40歳以上79歳以下(継続加入は89歳以下)の方となります。</p> <p>(注3) 保険金支払条件変更特約(親孝行一時金用)がセットされています。</p> <p>(注4) 初年度加入の締結の後に保険金のお支払条件の変更があった場合は、次の①または②の保険金の額のうち、いずれか低い金額をお支払いします。ただし、疾病、傷害その他の要介護認定の原因となった事由が生じた時から起算して1年を経過した後に要介護認定を受けた場合を除きます。 ① 疾病、傷害その他の要介護認定の原因となった事由が生じた時の支払条件により算出された保険金の額 ② 被保険者が要介護認定を受けた日の支払条件により算出された保険金の額</p>	<p>① 故意または重大な過失 ② 自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③ 無資格運転、酒気を帯びた状態での運転による事故 ④ 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の使用(治療を目的として医師が用いた場合を除きます。) ⑤ アルコール依存、薬物依存または薬物乱用(治療を目的として医師が用いた場合を除きます。) ⑥ 先天性異常 ⑦ 地震、噴火またはこれらによる津波 ⑧ 戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等によるもの ⑨ 頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見のないもの など</p>
軽度認知障害等一時金(K1)・(K2)・(K3)	<p>被保険者が、初めて軽度認知障害または認知症と診断確定された場合は、軽度認知障害等一時金をお支払いします。保険金をお支払いした場合この特約は失効するため、お支払いは一回かぎりとなります。</p> <p>(注1) 初年度契約については、保険始期からその日を含めて91日目以降に該当した支払事由がお支払いの対象となります。</p> <p>次ページへ続きます。</p>	<p>① 故意または重大な過失 ② 自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③ 無資格運転、酒気を帯びた状態での運転による事故</p> <p>次ページへ続きます。</p>

保険金の種類	お支払いする保険金の主な内容	保険金をお支払いできない主な場合
軽度認知障害等一時金 (K1)・(K2)・(K3) (続き)	<p>前ページより続きます。</p> <p>(注2) 初年度加入の締結の後に保険金のお支払条件の変更があった場合は、次の①または②の保険金の額のうち、いずれか低い金額をお支払いします。ただし、疾病、傷害その他の軽度認知障害または認知症の原因となった事由が生じた時から起算して1年を経過した後に軽度認知障害または認知症に該当した場合を除きます。</p> <p>① 疾病、傷害その他の軽度認知障害または認知症の原因となった事由が生じた時の支払条件により算出された保険金の額</p> <p>② 被保険者が軽度認知障害または認知症と診断確定された日の支払条件により算出された保険金の額</p>	<p>前ページより続きます。</p> <p>④ 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の使用(治療を目的として医師が用いた場合を除きます。)</p> <p>⑤ アルコール依存、薬物依存または薬物乱用(治療を目的として医師が用いた場合を除きます。)</p> <p>⑥ 先天性異常</p> <p>⑦ 地震、噴火またはこれらによる津波</p> <p>⑧ 戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等によるもの</p> <p>⑨ 頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見のないもの など</p>

【所得補償保険(Y型)】 ※更新のみ(A)・(E)

保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の主な内容	保険金をお支払いできない主な場合
<p>被保険者が、日本国内または国外において、保険期間中に身体障害(病気またはケガ)を被り、その直接の結果として就業不能になった場合</p> <p>所得補償保険(※)</p>	<p>次の計算式によって算出した金額をお支払いします。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> $\text{お支払いする保険金の額} = \frac{\text{保険金額(月額)}^{(*)} \times \text{就業不能期間(保険金をお支払いする期間)}^{(**)} \text{の月数}^{(***)}}{\text{就業不能期間(保険金をお支払いする期間)}^{(**)} - \text{就業ができない期間} - \text{支払対象外期間}}$ </div> <p>(※1) 加入・変更申込書等記載の保険金額(月額)をいい、就業不能1か月についての額とします。ただし、平均月間所得額が保険金額(月額)より小さい場合は、平均月間所得額となります。</p> <p>(※2) 加入・変更申込書等に記載された業務に全く従事できない期間が支払対象外期間を超えた時から対象期間(1年)が始まり、その対象期間内における就業不能の期間(日数)をいいます。</p> <p>(※3) 就業不能期間(保険金をお支払いする期間)が1か月に満たない場合または就業不能期間(保険金をお支払いする期間)に1か月未満の端日数がある場合は、1か月を30日として日割計算します。</p> <p>(注1) 対象期間(1年)を経過した後の期間の就業不能に対しては、保険金をお支払いしません。</p> <p>(注2) 原因または時が異なって発生した身体障害により就業不能期間が重複する場合は、重複する期間に対して重ねて保険金をお支払いしません。</p> <p>(注3) 初年度加入の締結の後に保険金のお支払条件の変更があった場合は、次の①または②の保険金の額のうち、いずれか低い金額をお支払いします。ただし、身体障害を被った時から起算して1年を経過した後に就業不能となった場合を除きます。</p> <p>① 被保険者が身体障害を被った時のお支払条件により算出された保険金の額</p> <p>② 被保険者が就業不能になった時のお支払条件により算出された保険金の額</p> <p>(注4) 支払対象外期間を超える就業不能が終了した後、その就業不能の原因となった身体障害によって6か月以内に就業不能が再発した場合は、後の就業不能は前の就業不能と同一の就業不能とみなします。ただし、就業不能が終了した日からその日を含めて6か月を経過した日の翌日以降に被保険者が再び就業不能になった場合は、後の就業不能は前の就業不能とは異なった就業不能とみなし、新たに支払対象外期間および対象期間を適用します。</p> <p>(注5) 通算支払限度期間に関する特約がセットされているため、保険金のお支払いは、初年度加入(※)および継続加入の保険期間を通算して1,000日を限度とします。なお、初年度加入(※)および継続加入の保険期間を通算して1,000日分の保険金が支払われた場合、満期時にご継続をお断りする場合があります。(※)本特約をセットした契約への初めての加入をいいます。</p> <p>(注6) 骨髄採取手術を直接の目的として入院した場合、支払対象外期間はなく、対象期間における被保険者の就業不能の日数に4日を加えた日数を就業不能期間として保険金をお支払いします。なお、初年度加入の保険期間の初日から1年後の応当日の翌日以降である場合にのみ保険金をお支払いします。</p> <p>(注7) 入院による就業不能時追加補償特約(支払対象外期間0日)がセットされた場合、基本補償の支払対象外期間中であっても、入院による就業不能期間(日数)をお支払いの対象として、基本補償の保険金支払方法と同様に、保険金をお支払いします。なお、この特約の対象期間は、就業不能の開始した日から7日までとなります。</p> <p>(注8) 入院による就業不能時追加補償特約(支払対象外期間0日)についても(注4)の規定が適用されます。このため、同一の就業不能とみなされた場合は、複数回入院されたときであっても、この特約の対象期間(就業不能の開始した日から7日)を超えた以後の入院については、お支払いの対象となりません。</p>	<p>● 次の事由によって被った身体障害(病気またはケガ)による就業不能に対しては、保険金をお支払いしません。</p> <p>① 故意または重大な過失</p> <p>② 自殺行為、犯罪行為または闘争行為</p> <p>③ 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の使用(治療を目的として医師が用いた場合を除きます。)</p> <p>④ 妊娠、出産、早産または流産</p> <p>⑤ 戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為(※1)を除きます。)、核燃料物質等によるもの</p> <p>⑥ 頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見(※2)のないもの など</p> <p>● 次の事由によって被ったケガによる就業不能に対しては、保険金をお支払いしません。</p> <p>⑦ 自動車または原動機付自転車の無資格運転、酒気を帯びた状態で運転</p> <p>⑧ 地震、噴火またはこれらによる津波(天災危険補償特約をセットしない場合) など</p> <p>● 次に該当する就業不能に対しては、保険金をお支払いしません。</p> <p>⑨ 精神性障害、血管性認知症、知的障害、人格障害、アルコール依存および薬物依存等の精神障害を被り、これを原因として生じた就業不能</p> <p>⑩ 妊娠または出産を原因とした就業不能</p> <p>(※1) 「テロ行為」とは、政治的・社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行為をいいます。</p> <p>(※2) 「医学的他覚所見」とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。</p> <p>(注) 精神障害拡張補償特約がセットされた場合、気分障害(躁病、うつ病等)、統合失調症、神経衰弱、血管性認知症、知的障害等一部の精神障害を被り、これを原因として生じた就業不能はお支払いの対象となります(アルコール依存、薬物依存等はお支払いの対象とはなりません。)</p>

補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】(続き)

- (*)補償内容が同様のご契約^(※1)が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の要否をご判断ください^(※2)。
- (※1)所得補償保険の他、傷害保険・火災保険・自動車保険などにセットされる特約や他社のご契約を含みます。
- (※2)1契約のみに補償・特約をセットした場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化(同居から別居への変更等)により被保険者が補償の対象外になったときなどは、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

【個人賠償責任補償特約(Z1型・Z2型)】

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
個人賠償責任補償特約 (注)	<p>日本国内または国外において、被保険者^(※1)が次の①から④までのいずれかの事由により法律上の損害賠償責任を負った場合に、損害賠償金および費用(訴訟費用等)の合計金額をお支払いします(自己負担額はありません。)。ただし、1回の事故につき損害賠償金は個人賠償責任の保険金額を限度とします。</p> <p>なお、賠償金額の決定には、事前に損保ジャパンの承認を必要とします。</p> <p>①住宅の所有・使用・管理に起因する偶然な事故により、他人にケガなどをさせた場合や他人の財物を壊した場合</p> <p>②被保険者^(※1)の日常生活(住宅以外の不動産の所有、使用または管理を除きます。)に起因する偶然な事故(例:自転車運転中の事故など)により、他人にケガなどをさせた場合や他人の財物を壊した場合</p> <p>③日本国内で受託した財物(受託品)^(※2)を壊したり盗まれた場合</p> <p>④誤って線路に立ち入ったことなどにより電車等^(※3)を運行不能にさせた場合</p> <p>(※1)この特約における被保険者は次のとおりです。</p> <p>ア.本人 イ.本人の配偶者 ウ.本人またはその配偶者の同居の親族 エ.本人またはその配偶者の別居の未婚の子 オ.本人が未成年者または責任無能力者の場合、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって本人を監督する方(本人の親族にかぎりません。)。ただし、本人に関する事故にかぎりません。</p> <p>カ.イ.からエ.までのいずれかの方が責任無能力者の場合、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方(その責任無能力者の親族にかぎりません。)。ただし、その責任無能力者に関する事故にかぎりません。</p> <p>なお、被保険者本人またはその配偶者との続柄および同居または別居の別は、損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。</p> <p>(※2)次のものは「受託品」に含まれません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・携帯電話・スマートフォン等の携帯式通信機器、ノート型パソコン等の携帯式電子事務機器およびこれらの付属品 ・コンタクトレンズ、眼鏡、サングラス、補聴器 ・義歯、義肢その他これらに準ずる物 ・動物、植物 ・自転車、ハングライダー、パラグライダー、サーフボード、ウインドサーフィン、ラジコン模型およびこれらの付属品 ・船舶(ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます。)、航空機、自動車(ゴルフ場敷地内におけるゴルフカートを除きます。)、バイク、原動機付自転車、雪上オートバイ、ゴーカートおよびこれらの付属品 ・通貨、預貯金証書、株券、手形その他の有価証券、印紙、切手、設計書、帳簿 ・貴金属、宝石、書画、骨とう、彫刻、美術品 ・クレジットカード、ローンカード、プリペイドカードその他これらに準ずる物 ・ドローンその他の無人航空機および模型航空機ならびにこれらの付属品 ・山岳登山、ロッククライミング(フリークライミングを含みます。)、登る壁の高さが5mを超えるボルダリング等の危険な運動等を行っている間のその運動等のための用具 ・データやプログラム等の無体物 ・漁具 ・1個もしくは1組または1対で100万円を超える物 <p>(※3)「電車等」とは、汽車、電車、気動車、モノレール等の軌道上を走行する陸上の乗用車をいいます。</p>	<p>①故意</p> <p>②戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等による損害</p> <p>③地震、噴火またはこれらによる津波</p> <p>④被保険者の職務の遂行に直接起因する損害賠償責任</p> <p>⑤被保険者およびその被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任</p> <p>⑥受託品を除き、被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物について正当な権利を有する方に対して負担する損害賠償責任</p> <p>⑦心神喪失に起因する損害賠償責任</p> <p>⑧被保険者または被保険者の指図による暴行または殴打に起因する損害賠償責任</p> <p>⑨航空機、船舶および自動車・原動機付自転車等の車両^(※1)、銃器の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任</p> <p>⑩環境汚染に起因する損害賠償責任</p> <p>⑪受託品に対して正当な権利を有していない者に対して損害賠償責任を負担することによって被った損害</p> <p>⑫受託品の損壊または盗取について、次の事由により生じた損害</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ・差し押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使 ・自然の消耗または劣化、変色、さび、かび、ひび割れ、虫食い ・偶然な外来の事故に直接起因しない電氣的事故または機械的故障 ・置き忘れ^(※2)または紛失 ・詐欺または横領 ・雨、雪、雹(ひょう)、みぞれ、あられまたは融雪水の浸み込みまたは吹き込み ・受託品が委託者に引き渡された後に発見された受託品の損壊または盗取 <p style="text-align: right;">など</p> <p>(※1)次のア.からウ.までのいずれかに該当するものを除きます。</p> <p>ア.主たる原動力が人力であるもの</p> <p>イ.ゴルフ場敷地内におけるゴルフカート</p> <p>ウ.身体障がい者用車いすおよび歩行補助車で、原動機を用いるもの</p> <p>(※2)保険の対象を置いた状態でその事実または置いた場所を忘れることをいいます。</p>

(注)補償内容が同様のご契約^(※1)が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の要否をご判断ください^(※2)。

- (※1)傷害保険の他、火災保険や自動車保険などにセットされる特約や他社のご契約を含みます。
- (※2)1契約のみに補償・特約をセットした場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化(同居から別居への変更等)により被保険者が補償の対象外になったときなどは、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

保険金の種類	お支払いする保険金の主な内容	保険金をお支払いできない主な場合
介護保険金	<p>事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に所定の重度後遺障害^(※)が生じ、所定の要介護状態となった場合、181日目以降の重度後遺障害による要介護状態である期間に対し、1年間につき、介護保険金年額をお支払いします。重度後遺障害による要介護状態である期間に1年未満の端日数がある場合は、1年を365日とした日割計算により介護保険金の額を決定します。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> 介護保険金の額＝ 介護保険金年額×要介護期間(年)(事故の発生の日から181日目以降の要介護状態である期間) </div> <p>(※)「所定の重度後遺障害」については、損保ジャパン公式ウェブサイト掲載の約款集をご覧ください。 (注)介護保険金と被害事故補償保険金は対象となる重度後遺障害の範囲が異なります。</p>	<ol style="list-style-type: none"> ①故意または重大な過失 ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転 ④脳疾患、疾病または心神喪失 ⑤妊娠、出産、早産または流産 ⑥外科的手術その他の医療処置 ⑦戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為^(※1)を除きます。)、核燃料物質等によるもの ⑧地震、噴火またはこれらによる津波(天災危険補償特約をセットしない場合) ⑨頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見^(※2)のないもの ⑩ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ロッククライミング(フリークライミングを含みます。)、登る壁の高さが5mを超えるボルダリング、航空機操縦(職務として操縦する場合を除きます。)、ハンググライダー搭乗等の危険な運動を行っている間の事故 ⑪自動車、原動機付自転車等による競技、競争、興行(これらに準ずるものおよび練習を含みます。)の間の事故 など
被害事故補償 ^(注)	<p>被保険者が、被害事故により死亡された場合または所定の重度後遺障害^(※)が生じた場合、所定の計算により算出した損害額から、下記の給付や賠償金等の合計額を差し引き、1回の事故につき被害事故補償の保険金額を限度にお支払いします。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①自賠責保険等からの給付 ②対人賠償保険等からの給付 ③加害者等からの賠償金 など <p>(※)「所定の重度後遺障害」については、損保ジャパン公式ウェブサイト掲載の約款集をご覧ください。 (注)介護保険金と被害事故補償保険金は対象となる重度後遺障害の範囲が異なります。</p>	<ol style="list-style-type: none"> ①故意または重大な過失 ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等によるもの ④地震、噴火またはこれらによる津波 ⑤頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見のないもの ⑥被害事故を発生させた方が、次のいずれかに該当する場合 被保険者の配偶者、被保険者の直系血族、被保険者の親族のうち3親等内の方、被保険者の同居の親族 など
携行品損害(国内外補償) ^(注)	<p>偶然な事故により携行品^(※1)に損害が生じた場合に、被害物の再調達価額^(※2)を基準に算出した損害額から免責金額(1回の事故につき3,000円)を差し引いた金額をお支払いします。</p> <p>ただし、保険期間を通じ、携行品損害の保険金額を限度とします。</p> <p>(※1)「携行品」とは、被保険者の居住の用に供される建物(物置、車庫その他の付属建物を含みます。)、外において、被保険者が携行している被保険者所有の身の回りの品をいいます。</p> <p>(※2)「再調達価額」とは、損害が生じた地および時において保険の対象と同一の質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに必要な額をいいます。修理が可能な場合は、修理費を基準に損害額を算出します。</p> <p>(注1)乗車券等、通貨、小切手、印紙または切手については合計して5万円を損害額の限度とします。</p> <p>(注2)次のものは保険の対象となりません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・携帯電話・スマートフォン等の携帯式通信機器、ノート型パソコン等の携帯式電子事務機器およびこれらの付属品 ・義歯、義肢、コンタクトレンズ、眼鏡、サングラス、補聴器 ・動物、植物等の生物 ・自動車、原動機付自転車、船舶(ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます。)、航空機、雪上オートバイ、ゴーカート、ゴルフカートおよびこれらの付属品 ・自転車、ハンググライダー、パラグライダー、サーフボード、ウインドサーフィン、ラジコン模型およびこれらの付属品 ・漁具 ・預貯金証書(通帳およびキャッシュカードを含みます。)、手形その他の有価証券(小切手を除きます。)およびこれらに類する物 ・クレジットカード、ローンカード、プリペイドカードその他これらに類する物 ・ドローンその他の無人航空機および模型航空機ならびにこれらの付属品 など <p style="text-align: right;">次ページへ続きます。</p>	<ol style="list-style-type: none"> ①故意または重大な過失 ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転 ④戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等によるもの ⑤地震、噴火またはこれらによる津波 ⑥欠陥 ⑦自然の消耗または性質によるさび、かび、変色、ねずみ食い、虫食い等 ⑧機能に支障のないすり傷、塗料のはがれ等 ⑨偶然な外来の事故に直接起因しない電氣的・機械的的事故 ⑩置き忘れ^(※)または紛失 ⑪楽器の弦(ピアノ線を含みます。)の切断または打楽器の打皮の破損 ⑫楽器の音色または音質の変化 など <p>(※)保険の対象を置いた状態でその事実または置いた場所を忘れることをいいます。</p> <p style="text-align: right;">次ページへ続きます。</p>

補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】(続き)

保険金の種類	お支払いする保険金の主な内容	保険金をお支払いできない主な場合
携行品損害・救援者費用・介護費用・被害事故補償(続き)	<p>前ページより続きます。</p> <p>保険期間中に以下①から③までのいずれかに該当した場合、ご契約者、被保険者またはその親族の方が負担した費用^(※1)に対して、その費用の負担者に保険金をお支払いします。ただし、保険期間を通じ、救援者費用等の保険金額を限度とします。</p> <p>①被保険者が搭乗している航空機・船舶が行方不明になった場合または遭難した場合 ②急激かつ偶然な外来の事故により被保険者の生死が確認できない場合または緊急な捜索・救助活動が必要なが警察等の公的機関により確認された場合 ③住宅^(※2)外において被った急激かつ偶然な外来の事故によるケガを原因として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合または継続して14日以上入院された場合</p> <p>(※1)次のア.からオ.までの費用がお支払いの対象となります。</p> <p>ア. 捜索救助費用 遭難した被保険者を捜索する活動に要した費用。</p> <p>イ. 交通費 救援者^(※3)の現地^(※4)までの航空機等の1往復分の運賃(救援者2名分を限度とします。)</p> <p>ウ. 宿泊料 現地および現地までの行程における救援者のホテル等の宿泊料(救援者2名分、かつ救援者1名につき14日分を限度とします。)</p> <p>エ. 移送費用 被保険者が死亡された場合の遺体輸送費用または現地から病院等への移転費。ただし、被保険者が払戻しを受けた帰宅のための運賃または被保険者が負担することを予定していた帰宅のための運賃はこの費用の額から差し引きます。</p> <p>オ. 諸雑費 救援者の渡航手続費および救援者または被保険者が現地において支出した交通費、電話料等通信費、被保険者の遺体処理費等(国外20万円、国内3万円を限度とします。)</p> <p>(※2)「住宅」とは、被保険者の居住の用に供される加入依頼書等記載の住宅をいい、その敷地を含みます。</p> <p>(※3)「救援者」とは、被保険者の捜索、看護または事故処理を行うために現地へ赴く被保険者の親族(これらの方の代理人を含みます。)をいいます。</p> <p>(※4)「現地」とは、事故発生地または被保険者の収容地をいいます。 など</p>	<p>前ページより続きます。</p> <p>①故意または重大な過失 ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転 ④脳疾患、疾病または心神喪失 ⑤妊娠、出産、早産または流産 ⑥外科的手術その他の医療処置 ⑦戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等によるもの ⑧地震、噴火またはこれらによる津波 ⑨ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ロッククライミング(フリークライミングを含みます。)、登る壁の高さが5mを超えるボルダリング、ハングライダー搭乗等危険な運動を行っている間の事故 ⑩頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見のないもの など</p>

【ホールインワン・アルバトロス費用補償(R5型・R6型・R7型・R8型)】

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
費用の補償	<p>日本国内にあるゴルフ場^(※1)においてゴルフ競技^(※2)中にホールインワンまたはアルバトロスを行った場合に、被保険者が慣習として以下①から⑤までの費用を負担することによって被る損害に対して、ホールインワン・アルバトロス費用の保険金額を限度に保険金をお支払いします。また、保険金をお支払いした場合においても、保険金額は減額しません。</p> <p>①贈呈用記念品購入費用(現金、商品券等を除きます) ②祝賀会費用^(※3) ③ゴルフ場に対する記念植樹費用 ④同伴キャディに対する祝儀 ⑤その他慣習として負担することが適当であると社会通念上認められる費用(保険金額の10%を限度とします。)</p> <p>(※1)「ゴルフ場」とは、日本国内に所在するゴルフ競技を行うための施設で、9ホール以上を有し、施設の利用について料金を徴するものをいいます。</p> <p>(※2)「ゴルフ競技」とは、ゴルフ場において、他の競技者1名以上と同伴(ゴルフ場が主催または共催する公式競技の場合は、他の競技者の同伴の有無は問いません。)し、基準打数(パー)35以上の9ホール(ハーフ)、または基準打数(パー)35以上の9ホール(ハーフ)を含む18ホールを正規にラウンドすることをいいます。ゴルフ競技には、ケイマンゴルフ、ターゲット・バードゴルフ、パターゴルフ等ゴルフ類似のスポーツの競技を含みません。</p> <p>(※3)「祝賀会費用」とは、ホールインワンまたはアルバトロスを行った日から3か月以内に開催された祝賀会に要する費用をいいます。なお、祝賀会としてゴルフ競技を行う場合において、被保険者から損保ジャパンにゴルフ競技を行う時期について告げ、損保ジャパンがこれを認めたときは、ホールインワンまたはアルバトロスを行った日から1年以内に開催されたゴルフ競技に必要な費用を含めることができます。</p> <p>(注1)ホールインワン・アルバトロス費用補償特約は、アマチュアの方のみお引き受けできます(ゴルフの競技または指導を職業・職務として行う方はお引受けの対象外となります。)</p> <p>(注2)ホールインワン・アルバトロス費用を補償する保険を複数ご契約されても、保険金のお支払限度額は、それらのご契約のうち最も高い保険金額となります。</p> <p>★ご注意ください! キャディを使用しないセルフプレー中に達成したホールインワンまたはアルバトロスについては、原則として保険金のお支払いの対象となりません。ただし、以下①から④までのいずれかを満たすときにかぎり、お支払いの対象となります。</p> <p>次ページへ続きます。</p>	<p>①ゴルフの競技または指導を職業としている方の行ったホールインワンまたはアルバトロス ②ゴルフ場の経営者または従業員がその経営または勤務するゴルフ場で行ったホールインワンまたはアルバトロス ③日本国外で行ったホールインワンまたはアルバトロス など</p> <p>次ページへ続きます。</p>

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
費用の補償(続き) ホールインワン・アルバトロス費用(国内のみ補償) (注) (続き)	<p>前ページより続きます。</p> <p>①そのゴルフ場の使用人が目撃^(※4)しており、署名・捺印された証明書が得られる場合</p> <p>②会員となっているゴルフ場が主催または共催する公式競技に参加している間のホールインワンまたはアルバトロスで、その公式競技の参加者または競技委員が目撃^(※4)しており、署名・捺印された証明書が得られる場合</p> <p>③ビデオ映像(ビデオ撮影機器による映像で、日時・ゴルファーの個別確認等が可能なもので、第1打からホール(球孔)に入るまで連続した映像のものにかぎります。)が提出できる場合</p> <p>④同伴競技者以外の第三者^(※5)が目撃^(※4)しており、署名・捺印された証明書が得られる場合</p> <p>(※4)ホールインワンの場合は、被保険者が第1打で打ったボールがホール(球孔)に入ること、その場で確認することをいいます。アルバトロスの場合は、被保険者が基準打数(パー)より3つ少ない打数で打った最終打のボールがホール(球孔)に入ること、その場で確認することをいいます。</p> <p>(※5)例えば、前または後の組のプレーヤー、そのゴルフ場の従業員ではないがショートホールで開催している「ワンオンチャレンジ」等の企画に携わるイベント会社の社員、またはゴルフ場に入出入りする造園業者、飲食料運搬業者、工事業者をいいます。</p>	前ページより続きます。

(注) 補償内容が同様のご契約^(※1)が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の要否をご判断ください^(※2)。

(※1) 傷害保険の他、火災保険や自動車保険などにセットされる特約や他社のご契約を含みます。

(※2) 1契約のみに補償・特約をセットした場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化(同居から別居への変更等)により被保険者が補償の対象外になったときなどは、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

【ゴルファー補償特約(R1型・R2型・R3型・R4型)】

傷害総合保険ゴルファープランは、ゴルフのプレー中または練習中の事故を対象とするもので、ゴルファー自身の傷害のほか、他人に対する賠償責任、ゴルフ用品の盗難、ゴルフクラブの破損、ホールインワン・アルバトロス費用等を補償するプランです。

(注1) 傷害総合保険ゴルファープランでは、ケイマンゴルフ、ターゲット・パードゴルフ、バターゴルフ等ゴルフ類似のスポーツは補償の対象となりません。

(注2) 保険期間の開始時より前に発生した事故による傷害・損害に対しては、保険金をお支払いできません。

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
傷害(ケガ)	<p>ゴルフ場敷地内において、ゴルフの練習、競技または指導(これらに付随してゴルフ場敷地内で通常行われる更衣、休憩、食事、入浴等の行為を含みます。)中に、急激かつ偶然な外来の事故により被保険者自身がケガをされた場合に、保険金をお支払いします。</p>	<p>①故意または重大な過失</p> <p>②自殺行為、犯罪行為または闘争行為</p> <p>③無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転</p> <p>④脳疾患、疾病または心神喪失</p> <p>⑤妊娠、出産、早産または流産</p> <p>⑥外科的手術その他の医療処置</p> <p>⑦戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為^(※1)を除きます。)、核燃料物質等によるもの</p> <p>⑧地震、噴火またはこれらによる津波</p> <p>⑨頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見^(※2)のないもの など</p> <p>(※1)「テロ行為」とは、政治的・社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行為をいいます。</p> <p>(※2)「医学的他覚所見」とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。</p>
	<p>死亡保険金</p> <p>事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合、保険金額の全額をお支払いします。ただし、すでに後遺障害保険金をお支払いしている場合は、その金額を差し引いてお支払いします。</p> <p style="text-align: center;">死亡保険金の額=死亡・後遺障害保険金額の全額</p>	
	<p>後遺障害保険金</p> <p>事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合、その程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%~100%をお支払いします。ただし、お支払いする後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、死亡・後遺障害保険金額を限度とします。</p> <p style="text-align: center;">後遺障害保険金の額=死亡・後遺障害保険金額×後遺障害の程度に応じた割合(4%~100%)</p>	
	<p>入院保険金</p> <p>入院された場合、入院日数に対し1,000日を限度として、1日につき入院保険金日額をお支払いします。</p> <p style="text-align: center;">入院保険金の額=入院保険金日額×入院日数(1,000日限度)</p>	
	<p>手術保険金</p> <p>ケガの治療のために病院または診療所において、以下①または②のいずれかの手術を受けた場合、手術保険金をお支払いします。ただし、1事故につき1回の手術にかぎります。なお、1事故に基づくケガに対して、入院中および外来で手術を受けたときは、<入院中に受けた手術の場合>の手術保険金をお支払いします。</p> <p>①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術^(※1)</p> <p>②先進医療に該当する手術^(※2)</p> <p style="text-align: center;"><入院中に受けた手術の場合>手術保険金の額=入院保険金日額×10(倍) <外来で受けた手術の場合>手術保険金の額=入院保険金日額×5(倍)</p> <p>(※1)以下の手術は対象となりません。 創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術・整復固定術および授動術、抜歯手術</p> <p>(※2)先進医療に該当する手術は、治療を直接の目的としてメス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものにかぎります。</p>	
	次ページへ続きます。	次ページへ続きます。

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
傷害(ケガ) (続き)	<p>前ページより続きます。</p> <p>通院保険金</p> <p>通院された場合、事故の発生の日からその日を含めて1,000日以内の通院日数に対し、90日を限度として、1日につき通院保険金日額をお支払いします。ただし、入院保険金をお支払いすべき期間中の通院に対しては、通院保険金をお支払いしません。</p> <p>通院保険金の額= 通院保険金日額×通院日数(事故の発生の日から1,000日以内の90日限度)</p> <p>(注1) 通院されない場合であっても、骨折、脱臼、靭帯損傷等のケガをされた部位(脊柱、肋骨、胸骨、長管骨等)を固定するために医師の指示によりギプス等^(※)を常時装着したときはその日数について通院したものとみなします。 (※) ギプス、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、シーネその他これらと同程度に固定することができるものをいい、胸部固定帯、胸骨固定帯、肋骨固定帯、軟性コルセット、サポーター等は含みません。</p> <p>(注2) 通院保険金の支払いを受けられる期間中に新たに他のケガをされた場合であっても、重複して通院保険金をお支払いしません。</p>	<p>前ページより続きます。</p>
賠償責任 ^(注1)	<p>ゴルフの練習、競技または指導(これらに付随してゴルフ場敷地内で通常行われる更衣、休憩、食事、入浴等の行為を含みます。)中に発生した偶然な事故により、他人(キャディを含みます。)にケガを負わせたり、他人の財物を壊したりしたこと等によって法律上の損害賠償責任を負った場合に、損害賠償金および費用(訴訟費用等)の合計金額をお支払いします。ただし、1回の事故につき損害賠償金は保険金額を限度とします。</p> <p>なお、賠償金額の決定には、事前に損保ジャパンの承認を必要とします。</p> <p>(注1) 法律上の損害賠償責任が生じないにもかかわらず、相手の方に支払われた賠償金等はお支払いの対象となりません。</p> <p>(注2) お支払いする保険金は適用される法律の規定や相手の方の損害の額および過失の割合等によって決定されます。</p> <p>(注3) 記名被保険者(加入・変更申込書等記載の本人をいいます。)が未成年者または責任無能力者の場合、記名被保険者に関する事故にかぎり、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって記名被保険者を監督する方(記名被保険者の親族にかぎり)についても被保険者となります。</p>	<p>①故意によって生じた賠償責任</p> <p>②戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動に起因する賠償責任</p> <p>③地震、噴火またはこれらによる津波に起因する賠償責任</p> <p>④被保険者および被保険者と同居する親族に対する賠償責任</p> <p>⑤被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物に対し正当な権利を有する方に対して負担する賠償責任^(※)</p> <p>⑥自動車の所有、使用または管理に起因する賠償責任^(※)</p> <p>⑦被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された賠償責任 など</p> <p>(※) ゴルフ場敷地内におけるゴルフカートを除きます。なお、ゴルフ場敷地内におけるゴルフカートの損壊による損害賠償責任の場合、ゴルフカートに存在する欠陥、磨滅、腐しよく、さびその他の自然消耗または故障損害に対しては保険金をお支払いできません。</p>
ゴルフ用品 ^(注1)	<p>ゴルフ場敷地内において、ゴルフ用品について次の①または②の事由により生じた損害に対して、時価^(※)を基準に算出した損害の額をお支払いします。ただし、保険期間を通じ、保険金額を限度とします。</p> <p>①ゴルフ用品の盗難(ただし、ゴルフボールの盗難については、他のゴルフ用品と同時に生じた場合にかぎり)。</p> <p>②ゴルフクラブの破損または曲損</p> <p>(※)「時価」とは、同等なものを新たに購入するのに必要な額から使用や経過年月による消耗分を差し引いて現在の価値として算出した金額をいいます。修理が可能な場合は、保険金額を限度として、時価額または修繕費のいずれか低い方でお支払いします。</p> <p>(注) ゴルフクラブ以外のゴルフ用品の破損または曲損は、保険金お支払いの対象となりません。</p>	<p>①故意または重大な過失によって生じた損害</p> <p>②自然の消耗または性質による変質その他類似の事由によって生じた損害</p> <p>③置き忘れ^(※)または紛失によって生じた損害</p> <p>④戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動によって生じた損害</p> <p>⑤地震、噴火、洪水、津波またはこれらに類似の自然変象によって生じた損害</p> <p>⑥ゴルフボールのみの盗難によって生じた損害 など</p> <p>(※) 保険の対象を置いた状態でその事実または置いた場所を忘れることをいいます。</p>
ホールインワン・アルパトロス費用 ^{(注1)(注2)}	<p>日本国内にあるゴルフ場^(※1)においてゴルフ競技^(※2)中にホールインワンまたはアルパトロスを行った場合に、被保険者が慣習として以下①から⑤までの費用を負担することによって被る損害に対して、保険金額を限度に保険金をお支払いします。また、保険金をお支払いした場合においても、保険金額は減額しません。</p> <p>①贈呈用記念品購入費用(現金、商品券等を除きます。)</p> <p>②祝賀会費用^(※3)</p> <p>③ゴルフ場に対する記念植樹費用</p> <p>④同伴キャディに対する祝儀</p> <p>⑤その他慣習として負担することが適当であると社会通念上認められる費用(保険金額の10%を限度とします。)</p> <p>次ページへ続きます。</p>	<p>①ゴルフ場の経営者または使用人(臨時雇いを含みます。)がその経営または勤務するゴルフ場で行ったホールインワンまたはアルパトロス</p> <p>②ゴルフの競技または指導を職業としている方の行ったホールインワンまたはアルパトロス</p> <p>③日本国外で行ったホールインワンまたはアルパトロス など</p> <p>次ページへ続きます。</p>

補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】(続き)

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
ホールインワン・アルパトロス費用 <small>(注1)(注2)</small> (続き)	前ページより続きます。 (※1)この特約における「ゴルフ場」とは、日本国内に所在するゴルフ競技を行うための施設で、9ホール以上を有し、施設の利用について料金を徴するものをいいます。 (※2)この特約における「ゴルフ競技」とは、ゴルフ場において、他の競技者1名以上と同伴し(ゴルフ場が主催または共催する公式競技の場合は、他の競技者の同伴の有無は問いません。)、基準打数(パー)35以上の9ホール(ハーフ)、または基準打数(パー)35以上の9ホール(ハーフ)を含む18ホールを正規にラウンドすることをいいます。 (※3)「祝賀会費用」とは、ホールインワンまたはアルパトロスをを行った日から3か月以内に開催された祝賀会に要する費用をいいます。なお、祝賀会としてゴルフ競技を行う場合において、被保険者から損保ジャパンにゴルフ競技を行う時期について告げ、損保ジャパンがこれを認めたときは、ホールインワンまたはアルパトロスをを行った日から1年以内に開催されたゴルフ競技に必要な費用を含めることができます。 (注1)ホールインワン・アルパトロス費用は、アマチュアの方のみお引き受けできます(ゴルフの競技または指導を職業・職務として行う方はお引受けの対象外となります。) (注2)ホールインワン・アルパトロス費用を補償する保険を複数ご契約されても、保険金のお支払限度額は、それらのご契約のうち最も高い保険金額となります。 ★ご注意ください! キャディを使用しないセルフプレー中に達成したホールインワンまたはアルパトロスについては、原則として保険金のお支払いの対象となりません。ただし、以下①から④までのいずれかを満たすときにかぎりお支払いの対象となります。 ①そのゴルフ場の使用人が目撃しており、署名・捺印された証明書が得られる場合 ②会員となっているゴルフ場が主催または共催する公式競技に参加している間のホールインワンまたはアルパトロスで、その公式競技の参加者または競技委員が目撃しており、署名・捺印された証明書が得られる場合 ③ビデオ映像(ビデオ撮影機器による映像で、日時、場所、ゴルファーの個別確認等が可能なもので、第1打からボールがホール(球孔)に入るまで連続した映像のものにかぎります。)が提出できる場合 ④同伴競技者以外の第三者 ^(※) が目撃しており、署名・捺印された証明書が得られる場合 (※)例えば、前または後の組のプレーヤー、そのゴルフ場の従業員ではないがショートホールで開催している「ワンオンチャレンジ」等の企画に携わるイベント会社の社員、またはゴルフ場に入出入りする造園業者、飲食料運搬業者、工事業者をいいます。	前ページより続きます。

(注1)補償内容が同様のご契約^(※1)が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の要否をご判断ください^(※2)。

(※1)傷害保険の他、火災保険や自動車保険などにセットされる特約や他社のご契約を含みます。

(※2)1契約のみに補償・特約をセットした場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化(同居から別居への変更等)により被保険者が補償の対象外になったときなどは、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

(注2)複数のご契約にセットされても、保険金のお支払限度額は、それらのご契約のうち最も高い保険金額となります。

その他ご注意いただきたいこと

<医療補償、所得補償保険の場合>

●特定疾病等対象外特約について

- ・「特定疾病等対象外特約」をセットされた条件でのご契約を継続される場合、継続契約においても、原則として「特定疾病等対象外特約」がセットされます。
- ・ご継続時に補償対象外とする疾病群が完治してから1年以上経過されている場合は、継続契約の保険始期から「特定疾病等対象外特約」を削除できることがあります。ただし、被保険者の年齢や補償対象外とする疾病群によっては、「特定疾病等対象外特約」を削除できないこともあります。また、保険期間の途中での削除はできません。

(削除できない場合の例)

- 補償対象外とする疾病群が複数の場合
- 加入・変更申込書裏面「疾病・症状一覧表」のF群(腰・脊椎の疾病)が補償対象外となっている場合
- ・詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

など

<所得補償保険の場合>

●保険金額の設定について

ご加入いただく保険金額の設定については、ご加入直前12か月における所得の平均月間額の範囲内で、健康保険等の公的医療保険制度からの給付額等も考慮のうえ、適切な保険金額をお決めください。

また、他の保険契約等^(※)にご加入の場合は、ご加入いただける保険金額を制限することがありますので、ご加入時にお申し出ください。

(※)「他の保険契約等」とは、個人用傷害所得総合保険、所得補償保険、積立所得補償保険、団体長期障害所得補償保険等、この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の損害保険契約または共済契約をいいます。

被保険者が加入している公的医療保険制度	ご加入直前12か月における所得の平均月間額に対する保険金額割合
国民健康保険(例:個人事業主)	85%以下
健康保険(例:給与所得者)	50%以下 *健康保険に優先して勤務先企業から休業補償が行われる場合は、40%以下
共済組合(例:公務員)	40%以下

用語のご説明

用 語	用語の定義
親族	6親等内の血族、配偶者または3親等内の姻族をいいます。
配偶者	婚姻の相手方をいい、内縁の相手方 ^(※1) および同性パートナー ^(※2) を含みます。 (※1)内縁の相手方とは、婚姻の届出をしていないために、法律上の夫婦と認められないものの、事実上婚姻関係と同様の事情にある方をいいます。 (※2)同性パートナーとは、戸籍上の性別が同一であるために、法律上の夫婦と認められないものの、婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方をいいます。 (注)内縁の相手方および同性パートナーは、婚姻の意思(同性パートナーの場合は、パートナー関係を将来にわたり継続する意思)をもち、同居により婚姻関係に準じた生活を営んでいる場合にかぎり、配偶者に含みます。
がん	「厚生労働省大臣官房統計情報部編、疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10(2003年版)準拠」に定められた分類項目中、所定の悪性新生物をいいます。詳細につきましては、損保ジャパン公式ウェブサイト掲載の約款集をご覧ください。
がん 診断確定された時	医師または歯科医師 ^(※) が、病理組織学的所見(剖検や生検)、細胞学的所見、理学的所見(X線や内視鏡等)、臨床学的所見および手術所見の全部またはいずれかによってがんを診断確定した時をいいます。 (※)被保険者が医師または歯科医師である場合は、被保険者以外の医師または歯科医師をいいます。
責任開始日(がん)	ご加入初年度の保険期間の開始日からその日を含めて90日を経過した日の翌日をいいます。
疾病(病気)	傷害以外の身体の障害をいいます。
傷害(ケガ)	急激かつ偶然な外来の事故によって被った身体の傷害をいい、この傷害には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に生ずる中毒症状を含みます。 ただし、細菌性食中毒、ウイルス性食中毒は含みません。 ・「急激」とは、突発的に発生することであり、ケガの原因としての事故がゆるやかに発生するのではなく、原因となった事故から結果としてのケガまでの過程が直接的で時間的間隔のないことを意味します。 ・「偶然」とは、「原因の発生が偶然である」「結果の発生が偶然である」「原因・結果とも偶然である」のいずれかに該当する予知されない出来事をいいます。 ・「外来」とは、ケガの原因が被保険者の身体の外からの作用によることをいいます。 (注)靴ずれ、車酔い、熱中症、しもやけ等は、「急激かつ偶然な外来の事故」に該当しません。
通院	病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療を受けることをいいます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。
通院責任期間(疾病)	1回の入院について、最初の入院の開始日に始まり、最後の入院の退院日の翌日からその日を含めて120日を経過した日に終わる期間をいいます。
入院	自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。ただし、医療補償の場合、美容上の処置、正常分娩、疾病を直接の原因としない不妊手術、治療処置を伴わない人間ドック検査等による入院は除きます。
入院(所得補償保険)	医師による治療が必要な場合において、自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。 (※)骨髄採取手術に伴う入院補償特約の場合は、骨髄採取手術を直接の目的として、病院または診療所に入り、常に医師の管理下に置かれることをいいます。
1回の入院(疾病)	入院が終了した日からその日を含めて180日を経過した日までの期間中に、同一の身体の障害(疾病については、前の入院の原因となった疾病と医学上密接な関係にあると認められる疾病を含みます。)により再入院された場合は、前後の入院を合わせて1回の入院とみなします。保険金をお支払いするべき入院中に、保険金をお支払いするべき他の身体の障害を被った場合は、当初の入院と他の身体の障害による入院を合わせて1回の入院とみなします。
先進医療	病院等において行われる医療行為のうち、一定の施設基準を満たした病院等が厚生労働省への届出により行う高度な医療技術をいいます。対象となる先進医療の種類については、保険期間中に変更となることがあります。詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。(https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/sensiniryu/kikan.html)
放射線治療	次の①または②のいずれかに該当する診療行為をいいます。 ①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為 ^(※) 。 ただし、血液照射を除きます。 ②先進医療に該当する放射線照射または温熱療法による診療行為 (※)歯科診療報酬点数表に放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為のうち、医科診療報酬点数表においても放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為を含みます。
乳房再建術(がん)	がんの治療を直接の目的とした乳房の切除術により喪失された乳房の形態を皮膚弁 ^(※) または人工物を用いて正常に近い形態に戻すことを目的とする手術をいいます。乳頭または乳輪を対象とする手術は、乳房再建術には含みません。 (※)皮膚弁 皮膚の欠損部を被覆するための植皮術は含みません
治療	医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。ただし、被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師による治療をいいます。
支払対象外期間	就業不能が開始した日から起算して、継続して就業不能である加入・変更申込書等記載の期間(日数)をいい、この期間に対しては保険金をお支払いしません。 (※)骨髄採取手術(組織の機能に障害がある者に対して骨髄幹細胞を移植することを目的として被保険者の骨髄幹細胞を採取する手術をいいます。ただし、骨髄幹細胞の提供者と受容者が同一人となる自家移植の場合を除きます。以下同様とします。)を直接の目的として入院した場合には、支払対象外期間はありませぬ。
就業不能	身体障害を被り、その身体障害の治療のために入院 ^(※) していること、または入院以外で医師の治療を受けていることにより、加入・変更申込書等記載の職業または職務に全く従事できない状態をいいます。なお、被保険者がその身体障害に起因して死亡された後もしくはその身体障害が治癒された後は、この保険契約においては、就業不能とはいいません。 (※)骨髄採取手術を直接の目的として入院した場合は、加入・変更申込書等記載の職業または職務に全く従事できない状態をいいます。

用語	用語の定義
就業不能期間 (保険金をお支払いする期間)	対象期間内における被保険者の就業不能の期間(日数)をいいます。 (※) 骨髄採取手術を直接の目的として入院した場合は、対象期間内における被保険者の就業不能の期間(日数)に4日を 加えた日数をいいます。
所得	加入・変更申込書等記載の職業または職務を遂行することにより得られる給与所得、事業所得または雑所得に係る総収入 金額から就業不能となることにより支出を免れる金額を控除したものをいいます。ただし、就業不能の発生にかかわらず得 られる収入は除かれます。
身体障害	傷害(傷害の原因となった事故を含みます。)および疾病をあわせて身体障害といいます。※骨髄採取手術を含みます。
身体障害を被った時	次の①または②いずれかの時をいいます。 ①傷害については、傷害の原因となった事故発生の時。 ②疾病については、医師の診断による発病の時。ただし、先天性異常については、医師の診断により初めて発見された時。 (※) 骨髄採取手術に伴う入院補償特約の場合は、確認検査を受けた時をいいます。
抗がん剤	抗がん剤治療を受けた時点において、世界保健機関の解剖治療化学分類法による医薬品分類のうちL01(抗悪性腫瘍薬)、 L02(内分泌療法)、L03(免疫賦活薬)、L04(免疫抑制薬)、V10(治療用放射性医薬品)に分類される薬剤をいいます。
抗がん剤治療	抗がん剤を投与することにより、がんを破壊またはこれの発育・増殖を抑制することを目的とした、次の①から③までのいづ れかに該当する診療行為 ^(※1) をいいます。 ①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表 ^(※2) に、抗がん剤にかかる薬剤料または処方せん料の算定対象として 列挙されている診療行為 ^(※3) ②先進医療 ^(※4) に該当する診療行為 ③①および②のほか、厚生労働大臣による製造販売の承認時に、被保険者が診断確定されたがんの治療に対する効果また は効果が認められた抗がん剤を用いた診療行為 (※1) 診療行為 ホルモン剤治療を含みます。 (※2) 医科診療報酬点数表 抗がん剤治療を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている医科診療報酬点数表をいいます。 (※3) 公的医療保険制度における医科診療報酬点数表 ^(※2) に、抗がん剤にかかる薬剤料または処方せん料の算定対象とし て列挙されている診療行為 歯科診療報酬点数表 ^(※5) に抗がん剤にかかる薬剤料または処方せん料の算定対象として列挙されている診療行為の うち、医科診療報酬点数表 ^(※2) においても抗がん剤にかかる薬剤料または処方せん料の算定対象として列挙されて いる診療行為を含みます。 (※4) 先進医療 抗がん剤治療を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている評価療養のうち、別に主務大臣が定 めるものをいいます。ただし、先進医療ごとに別に主務大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所におい て行われるものにかぎります。 (※5) 歯科診療報酬点数表 抗がん剤治療を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている歯科診療報酬点数表をいいます。
軽度認知障害	軽度認知障害とは、表1に規定される疾病とし、かつ、表2の診断基準を満たすものをいいます。 表1：対象となる軽度認知障害は、「米国精神医学会編DSM-5精神疾患の診断・統計マニュアル」中下記のものとし ます。 アルツハイマー病による軽度認知障害、前頭側頭葉変性症による軽度認知障害、レビー小体病を伴う軽度認知障害、血 管性軽度認知障害、外傷性脳損傷による軽度認知障害、物質・医薬品誘発性軽度認知障害、HIV感染による軽度認知 障害、プリオン病による軽度認知障害、パーキンソン病による軽度認知障害、ハンチントン病による軽度認知障害、他の 医学的疾患による軽度認知障害、複数の病因による軽度認知障害 (注)「米国精神医学会編DSM-5精神疾患の診断・統計マニュアル」または「厚生労働省大臣官房統計情報部編、疾病、傷害 および死因統計分類提要」において、新たな分類が施行された場合で、新たに軽度認知障害に分類された疾病がある ときには、その疾病を含めます。 表2：対象となる軽度認知障害は、次の①から④までの診断基準のすべてに該当するものをいいます。 ①1以上の認知領域(複雑性注意、実行機能、学習および記憶、言語、知覚-運動、社会的認知)において、以前の行動 水準から軽度の認知機能の低下があるという証拠があること ②毎日の活動において、自立が阻害されていないこと ③その認知機能の低下が、せん妄の状況でのみ起こるものではないこと ④その認知機能の低下が、他の精神疾患によってうまく説明できないこと(例：うつ病、統合失調症) (注)「米国精神医学会編DSM-5精神疾患の診断・統計マニュアル」または「厚生労働省大臣官房統計情報部編、疾病、傷害 および死因統計分類提要」において、新たな分類が施行された場合で、新たな診断基準が示されたときには、当社が 必要と認めた場合、新たな診断基準による診断確定を求めることがあります。 次ページへ続きます。

用語のご説明

用語	用語の定義																						
認知症	<p>(1) 認知症とは、次の①および②のすべてに該当する器質性認知症であることをいいます。 ①脳内に後天的におこった器質的な病変あるいは損傷を有すること ②正常に成熟した脳が、①による器質的障害により破壊されたために、一度獲得された知能が持続的かつ一般的に低下したものであること</p> <p>(2) (1)の器質性認知症、器質的な病変あるいは損傷および器質的障害とは、次のとおりとします。 ①器質性認知症 器質性認知症とは、表3に規定される疾病とします。 ②器質的な病変あるいは損傷、器質的障害 器質的な病変あるいは損傷、器質的障害とは、各種の病因または傷害によって引き起こされた組織学的に認められる病変あるいは損傷、障害のことをいいます。</p> <p>表3：対象となる器質性認知症は、「厚生労働省大臣官房統計情報部編、疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10（2003年版）準拠」に定められた分類項目中下記のものとなります。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left;">分類項目</th> <th style="text-align: left;">基本分類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>アルツハイマー病の認知症</td> <td>F00</td> </tr> <tr> <td>血管性認知症</td> <td>F01</td> </tr> <tr> <td>ピック病の認知症</td> <td>F02.0</td> </tr> <tr> <td>クロイツフェルト・ヤコブ病の認知症</td> <td>F02.1</td> </tr> <tr> <td>ハンチントン病の認知症</td> <td>F02.2</td> </tr> <tr> <td>パーキンソン病の認知症</td> <td>F02.3</td> </tr> <tr> <td>ヒト免疫不全ウイルス〔HIV〕病の認知症</td> <td>F02.4</td> </tr> <tr> <td>他に分類されるその他の明示された疾患の認知症</td> <td>F02.8</td> </tr> <tr> <td>詳細不明の認知症</td> <td>F03</td> </tr> <tr> <td>せん妄、アルコールその他の精神作用物質によらないもの(F05)中のせん妄、認知症に重なったもの</td> <td>F05.1</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)「厚生労働省大臣官房統計情報部編、疾病、傷害および死因統計分類提要」において、新たな分類が施行された場合で、新たに器質性認知症に分類された疾病があるときには、その疾病を含めます。</p>	分類項目	基本分類	アルツハイマー病の認知症	F00	血管性認知症	F01	ピック病の認知症	F02.0	クロイツフェルト・ヤコブ病の認知症	F02.1	ハンチントン病の認知症	F02.2	パーキンソン病の認知症	F02.3	ヒト免疫不全ウイルス〔HIV〕病の認知症	F02.4	他に分類されるその他の明示された疾患の認知症	F02.8	詳細不明の認知症	F03	せん妄、アルコールその他の精神作用物質によらないもの(F05)中のせん妄、認知症に重なったもの	F05.1
分類項目	基本分類																						
アルツハイマー病の認知症	F00																						
血管性認知症	F01																						
ピック病の認知症	F02.0																						
クロイツフェルト・ヤコブ病の認知症	F02.1																						
ハンチントン病の認知症	F02.2																						
パーキンソン病の認知症	F02.3																						
ヒト免疫不全ウイルス〔HIV〕病の認知症	F02.4																						
他に分類されるその他の明示された疾患の認知症	F02.8																						
詳細不明の認知症	F03																						
せん妄、アルコールその他の精神作用物質によらないもの(F05)中のせん妄、認知症に重なったもの	F05.1																						
対象期間	<p>支払対象外期間終了日の翌日から起算して加入・変更申込書等記載の期間をいい、この期間内における被保険者の就業不能の日数が保険金のお支払いの対象となります。 (※) 骨髄採取手術に伴う入院補償特約の場合は、就業不能が開始した日から起算して加入・変更申込書等記載の期間をいいます。</p>																						
平均月間所得額	<p>支払対象外期間が始まる直前12か月における被保険者の所得の平均月間額をいいます。ただし、支払対象外期間が始まる直前12か月において産前・産後休業、育児休業または介護休業のいずれかの休業等を取得している期間があることによりその期間の被保険者の所得の平均月間額が減少している場合は、所定の被保険者の所得がある期間における平均月間額とします。</p>																						
交通乗用具	<p>電車、自動車(スノーモービルを含みます。)、原動機付自転車、自転車、身体障がい者用車いす、航空機、船舶等をいいます。ただし、三輪以上の幼児用車両、スケートボード、キックボード(原動機を用いるものを含みます。)、ペダルのない二輪遊具等は除きます。</p>																						
未婚	<p>これまでに婚姻歴がないことをいいます。</p>																						
免責金額	<p>支払保険金の算出にあたり、損害の額から控除する自己負担額をいいます。</p>																						
ゴルフ場	<p>ゴルフの練習または競技を行う施設で、施設の利用について料金を徴するものをいいます。 (注) ホールインワン・アルバトロス費用補償特約における「ゴルフ場」の定義については、ホールインワン・アルバトロス費用の補償内容をご確認ください。</p>																						
ゴルフ場敷地内	<p>囲いの有無を問わず、ゴルフ場として区画された場所およびこれに連続した土地をいい、駐車場および更衣室等の附属施設を含み、宿泊施設のために使用される部分を除きます。</p>																						
ゴルフ用品	<p>ゴルフクラブ、ゴルフボールその他のゴルフ用に設計された物および被服類ならびにそれらを収容するバッグ類をいいます。ただし、時計、宝石、貴金属、財布、ハンドバッグ等の携行品を含みません。</p>																						
目撃	<p>ホールインワンの場合は、被保険者が第1打で打ったボールがホール(球孔)に入ることを、その場で確認することをいいます。アルバトロスの場合は、被保険者が基準打数(パー)より3つ少ない打数で打った最終打のボールがホール(球孔)に入ることを、その場で確認することをいいます。</p>																						

団体総合保険の特長

保険金額と保険料

ご加入に際して

健康状態に関する告知事項

この保険のあらまし

付帯サービスのご案内

ご加入に際して、特にご注意いただきたいこと(注意喚起情報のご説明)

1. クーリングオフ

- この保険は団体契約であり、クーリングオフの対象とはなりません。

2. ご加入時における注意事項(告知義務等)

- ご加入の際は、加入・変更申込書等の記載内容に間違いがないか十分ご確認ください。
- 加入・変更申込書等にご記入いただく内容は、損保ジャパンが公平な引受判断を行ううえで重要な事項となります。
- ご契約者または被保険者^(※1)には、告知事項^(※2)について、事実を正確にご回答いただく義務(告知義務)があります。
 - (※1) 親孝行一時金支払特約をセットする場合、特約の被保険者である加入者の親御さまも含まれます。
 - (※2) 「告知事項」とは、危険に関する重要な事項のうち、加入・変更申込書等の記載事項とすることによって損保ジャパンが告知を求めたものをいい、他の保険契約等に関する事項を含みます。
 - ＜告知事項＞この保険における告知事項は、次のとおりです。
 - ★被保険者の過去の傷病歴、現在の健康状態(医療補償、所得補償保険の場合)
告知される方(被保険者)がご認識している疾病・症状名が「疾病・症状一覧表」にある疾病・症状名と一致しなくても、医学的にその疾病・症状名と同一と判断される場合には告知が必要です。傷病歴があり、「疾病・症状一覧表」に該当するか不明な場合は、主治医(担当医)に確認のうえ、ご回答ください。
 - ★他の保険契約等^(※)の加入状況
 - ★被保険者の職業または職務(傷害補償(E型・J型・K型・T型)、所得補償保険の場合)
- (※) 「他の保険契約等」とは、医療保険、がん保険、傷害保険、各種商品の入院特約、個人用傷害所得総合保険、傷害総合保険、普通傷害保険、家族傷害保険、交通事故傷害保険、ファミリー交通傷害保険、積立傷害保険、所得補償保険、積立所得補償保険、団体長期障害所得補償保険、ゴルフ保険等、この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の損害保険のご契約または共済契約をいいます。
- *口頭でお話し、または資料提示されただけでは、告知していただいたことにはなりません。
- *告知事項について、事実を記入されなかった場合または事実と異なることを記入された場合は、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。
- *損保ジャパンおよび取扱代理店は告知受領権を有しています。
- 死亡保険金をお支払いする場合は、被保険者の法定相続人にお支払いします。死亡保険金受取人について特定の方を定める場合は、所定の方法により被保険者の同意の確認手続きが必要です。

<医療補償・所得補償保険にご加入の場合>

- ご加入初年度の保険期間の開始時^(※)からその日を含めて1年以内に過去の傷病歴、現在の健康状態等について損保ジャパンに告知していただいた内容が不正確であることが判明した場合は、「告知義務違反」としてご契約が解除になることがあります。また、ご加入初年度の保険期間の開始時^(※)からその日を含めて1年を経過していても、ご加入初年度の保険期間の開始時^(※)からその日を含めて1年以内に「保険金の支払事由」が発生していた場合は、ご契約が解除になることがあります。
 - (※) 保険金額の増額等補償を拡大した場合はその補償を拡大した時をいいます。
- 「告知義務違反」によりご契約が解除になった場合、「保険金の支払事由」が発生しているときであっても、保険金をお支払いできません。ただし、「保険金の支払事由」と「解除原因となった事実」に因果関係がない場合は、保険金をお支払いします。
- 次の場合にも、保険金をお支払いできないことがあります。この場合、ご加入初年度の保険期間の開始時からの経過年数は問いません。
 - ・ご契約者が保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって契約した場合
 - ・ご契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の詐欺または強迫によって損保ジャパンが契約した場合
- ご契約のお引受けについて、告知していただいた内容により、下記①・②のいずれかの取扱いとなります。
 - ①ご加入いただけます。
 - ②今回はご加入いただけません。
- ご加入後や保険金のご請求の際に、告知内容について確認することがあります。
- 継続加入の場合において、保険金額の増額等補償を拡大するときも、過去の傷病歴、現在の健康状態等について告知していただく必要があります。なお、事実を告知されなかったとき、または事実と異なることを告知されたときは、補償を拡大した部分について、解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。
- 死亡保険金をお支払いする場合は、被保険者の法定相続人にお支払いします。死亡保険金受取人について特定の方を定める場合は、所定の方法により被保険者の同意の確認手続きが必要です。

<医療補償にご加入の場合>

- ご加入初年度の保険期間の開始時^(※1)より前に発病^(※2)した疾病・発生した事故による傷害に対しては、保険金をお支払いできません。ただし、ご加入初年度の保険期間の開始時^(※1)より前に発病^(※2)した疾病・発生した事故による傷害であっても、ご加入初年度の保険期間の開始時^(※1)からその日を含めて1年を経過した後に保険金の支払事由(入院を開始された場合や手術を受けられた場合等)が生じた場合は、その保険金の支払事由に対しては保険金をお支払いします。
 - (注) がん保険特約、がん診断保険金支払特約については、ご加入初年度の保険期間の開始時^(※1)からその日を含めて1年を経過した後に保険金の支払事由が生じた場合も保険金をお支払いできません。
 - (※1) 継続時に新たに補償を拡大する特約を追加された場合は、追加された特約についてはそのセットした日をいいます。
 - (※2) 医師の診断による発病の時をいいます。ただし、その疾病の原因として医学上重要な関係がある疾病が存在する場合は、その医学上重要な関係がある疾病の発病の時をいいます。また、先天性異常については、医師の診断により初めて発見された時をいいます。

<所得補償保険にご加入の場合>

- ご加入初年度の保険期間の開始時^(※1)より前に発病^(※2)した疾病・発生した事故による傷害を原因とする就業不能(保険金の支払事由)に対しては、正しく告知してご加入された場合であっても、保険金をお支払いできません。ただし、ご加入初年度の保険期間の開始時^(※1)からその日を含めて1年を経過した後に就業不能(保険金の支払事由)が生じた場合は、その就業不能(保険金の支払事由)についてはお支払いの対象となる場合があります。
 - (※1) 継続時に新たに補償を拡大する特約を追加された場合は、追加された特約についてはそのセットした日をいいます。
 - (※2) 医師の診断による発病の時をいいます。ただし、その疾病の原因として医学上重要な関係がある疾病が存在する場合は、その医学上重要な関係がある疾病の発病の時をいいます。また、先天性異常については、医師の診断により初めて発見された時をいいます。

<がん保険特約にご加入の場合>

- ご加入初年度の保険期間の開始日からその日を含めて90日以内にがんと診断確定されていた場合は、被保険者がその事実を知っているまたは知らないにかかわらず、がん保険特約、がん診断保険金支払特約は無効(これらの特約のすべての効力が、ご加入時から生じなかったものとして取り扱うことをいいます。)となります。この場合において、告知前にご契約者または被保険者がその事実を知っていたときは、すでにお支払いいただいた保険料を返還しません。ただし、ご加入初年度の保険期間の開始日からその日を含めて91日目から5年が経過し、その期間内に被保険者ががんと診断確定されなかった場合は、この「無効」の規定を適用しません。

ご加入に際して、特にご注意いただきたいこと(注意喚起情報のご説明)(続き)

- がんと診断確定された時が、ご加入初年度の保険期間の開始日からその日を含めて90日を経過するより前である場合は、保険金をお支払いできません。また、一部の疾病群について保険金お支払いの対象外とする条件(「特定疾病等対象外特約」をセット)でのご加入の場合、その疾病群およびその疾病群を原因とするがんについては保険金をお支払いできません。

介護一時金

- 疾病、傷害その他の要介護状態の原因となった事由が生じたときが、ご加入初年度の保険期間の開始時^(※)より前であるときは、保険金をお支払いできません。ただし、継続契約においては、疾病、傷害その他の要介護状態の原因となった事由が生じたときが、ご加入初年度の保険期間の開始時^(※)より前であっても、ご加入初年度の保険期間の開始時^(※)からその日を含めて1年を経過した後に要介護状態(認定)に該当した場合は、保険金をお支払いします。
(※)継続時に新たに補償を拡大する特約を追加された場合は、追加された特約についてはそのセットした日をいいます。

親孝行一時金

- 疾病、傷害その他の要介護認定の原因となった事由が生じたときが、ご加入初年度の待機期間^(※)経過の翌日より前であるときは、保険金をお支払いできません。ただし、継続契約においては、疾病、傷害その他の要介護認定の原因となった事由が生じたときが、ご加入初年度の待機期間^(※)経過の翌日より前であっても、ご加入初年度の待機期間^(※)経過の翌日からその日を含めて1年を経過した後に要介護状態(認定)に該当した場合は、保険金をお支払いします。
(※)保険期間の開始日からその日を含めて90日を経過した日をいいます。

軽度認知障害等一時金

- 疾病、傷害その他の軽度認知障害または認知症の原因となった事由が生じた時が、ご加入初年度の待機期間^(※)の翌日より前であるときは、保険金をお支払いできません。ただし、継続契約においては、疾病、傷害その他の軽度認知障害または認知症の原因となった事由が生じた時が、ご加入初年度の待機期間^(※)経過の翌日より前であっても、ご加入初年度の待機期間^(※)経過の翌日からその日を含めて1年を経過した後に軽度認知障害または認知症に該当した場合は、保険金をお支払いします。
(※)保険期間の開始日からその日を含めて90日を経過した日をいいます。

3.ご加入後における留意事項(通知義務等)

<傷害補償・所得補償保険にご加入の場合>

- 加入・変更申込書等記載の職業または職務を変更された場合(新たに職業に就かれた場合または職業をやめられた場合を含みます。)は、ご契約者または被保険者には、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンまでご通知いただく義務(通知義務)があります。
・変更前と変更後の職業または職務に対して適用される保険料に差額が生じる場合は、所定の計算により算出した額を返還または請求します。追加保険料のお支払いがなかった場合やご通知がなかった場合は、ご契約を解除することや、保険金を削減してお支払いすることがあります。
- 所得補償保険では、変更後の職業または職務により、ご契約内容を変更していただくことがあります。詳しい内容につきましては取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
- 傷害補償では、下欄記載の職業については、お引受けの対象外としています。このため、上記にかかわらず、職業または職務の変更が生じ、これらの職業に就かれた場合は、ご契約を解除しますので、あらかじめご了承ください。ご契約が解除になった場合、「保険金の支払事由」が発生しているときであっても、変更の事実が生じた後に発生した事故によるケガに対しては、保険金をお支払いできません。

プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手(レフリーを含みます。)、力士その他これらと同程度またはそれ以上の危険を有する職業

<所得補償保険にご加入の場合>

- 直前12か月における被保険者の所得の平均月間額が著しく減少した場合は、取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。保険金額の設定の見直しについてご相談ください。
- 次の場合、お支払いする保険金が減額されることがあります。
 - ①他の身体障害(病気またはケガ)の影響等があった場合
 - ②職業を変更された場合の通知と、それに伴う追加保険料のお支払いがなかった場合
 - ③加入・変更申込書等に記入された年齢に誤りがあり、追加保険料のお支払いが必要となる場合
 - ④他の保険契約等がある場合

など

<共通>

- ご加入内容の変更を希望される場合は、あらかじめ取扱代理店または損保ジャパンまでご連絡ください。また、ご加入内容の変更に伴い保険料が変更となる場合は、所定の計算により算出した額を返還または請求します。
(注)ホールインワン・アルバトロス費用を補償するご契約の場合において、ゴルフの競技または指導を職業・職務として行うこととなったときは、その方が行ったホールインワンまたはアルバトロスに対しては保険金をお支払いできませんので、ご加入内容の変更について取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。
- 加入・変更申込書等記載の住所または通知先を変更された場合は、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。
- 団体から脱退される場合は、必ずご加入窓口の取扱代理店にお申し出ください。

<被保険者による解除請求(被保険者離脱制度)について>

- 被保険者は、この保険契約(その被保険者に係る部分にかぎります。)を解除することを求めることができます。お手順方法等につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
- 保険金の請求状況や被保険者のご年齢等によっては、ご継続をお断りすることや、ご継続の際に補償内容を変更させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。

<重大事由による解除等>

- 保険金を支払わせる目的で損害等を生じさせた場合や保険契約者、被保険者または保険金受取人が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

<他の身体障害または疾病の影響>

- 保険金のお支払いの対象となっていないケガや後遺障害、病気の影響で、保険金をお支払いするケガまたは病気等の程度が重くなったときは、それらの影響がなかったものとして保険金をお支払いします。

4. 責任開始期

保険責任は保険期間初日の午後4時に始まりです。

*中途加入の場合は、毎月末日までの受付分は受付日の翌月25日に保険責任が始まります。

がん保険特約、がん診断保険金支払特約、親孝行一時金支払特約、軽度認知障害等一時金支払特約等については、ご加入初年度の保険期間の開始日からその日を含めて90日を経過した日の翌日に責任開始期が始まります。

5. 事故がおきた場合の取扱い

- 保険金支払事由に該当した場合（就業不能が発生した場合等）は、ただちに損保ジャパンまたは取扱代理店までご連絡ください。事故の発生日（疾病の場合は入院を開始した日あるいは手術を受けた日、就業不能期間が開始した日等、がんと診断確定された日）からその日を含めて30日以内に「通知がない場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。
- 被保険者が法律上の賠償責任を負担される事故が発生した場合は、必ず損保ジャパンにご相談のうえ、交渉をおすすめください。事前に損保ジャパンの承認を得ることなく賠償責任を認めたり、賠償金をお支払いになったりした場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。また、盗難による損害が発生した場合はただちに警察署へ届け出てください。
- (注) 個人賠償責任補償特約、ゴルフ賠償責任補償特約をセットした場合、日本国内において発生した事故については、損保ジャパンが示談交渉をお引き受けし事故の解決にあたる「示談交渉サービス」がご利用いただけます。示談交渉サービスのご提供にあたっては、被保険者および損害賠償請求権者の方の同意が必要となります。なお、以下の場合は示談交渉サービスをご利用いただけませんのでご注意ください。
 - ・被保険者の負担する法律上の損害賠償責任の額が保険金額を明らかに超える場合
 - ・損害賠償に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合
- ゴルフ用品の損害の場合は、修理前に損保ジャパンにご相談ください。なお、ゴルフ用品の盗難の場合は、警察署に届け出てください。
- 保険金のご請求にあたっては、以下に掲げる書類のうち、損保ジャパンが求めるものを提出してください。

	必要となる書類	必要書類の例	
①	保険金請求書および保険金請求権者が確認できる書類	保険金請求書、戸籍謄本、印鑑証明書、委任状、代理請求申請書、住民票	など
②	事故日時・事故原因および事故状況等が確認できる書類	傷害状況報告書、疾病状況報告書、就業不能状況報告書、事故証明書、メーカーや修理業者等からの原因調査報告書	など
③	傷害または疾病の程度、就業不能の程度、保険の対象の価額、損害の額、損害の程度および損害の範囲、復旧の程度等が確認できる書類	①被保険者の身体の傷害または疾病に関する事故、他人の身体の障害に関する賠償事故の場合 死亡診断書(写)、死体検案書(写)、診断書、診療報酬明細書、入院通院申告書、治療費領収書、診察券(写)、運転免許証(写)、レントゲン(写)、所得を証明する書類、休業損害証明書、源泉徴収票、災害補償規定、補償金受領書 ②携行品等に関する事故、ゴルフ用品等に関する事故、他人の財物の損壊に関する賠償事故の場合 修理見積書、写真、領収書、図面(写)、被害品明細書、賃貸借契約書(写)、売上高等営業状況を示す帳簿(写) ③ホールインワンまたはアルバトロスを達成した場合 ホールインワン・アルバトロス証明書、アテスト済スコアカード(写)、贈呈用記念品購入費用領収書、祝賀会費用領収書	など など
④	保険の対象であることが確認できる書類	売買契約書(写)、保証書	など
⑤	公の機関や関係先等への調査のために必要な書類	同意書	など
⑥	被保険者が損害賠償責任を負担することが確認できる書類	示談書 ^(※) 、判決書(写)、調停調書(写)、和解調書(写)、相手の方からの領収書、承諾書	など
⑦	損保ジャパンが支払うべき保険金の額を算出するための書類	他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書	など

(※) 保険金は、原則として被保険者から相手の方へ賠償金を支払った後にお支払いします。

(注1) 保険金支払事由の内容・程度(身体障害の内容ならびに就業不能の状況および程度)等に応じ、上記以外の書類もしくは証拠の提出または調査等にご協力いただくことがあります。

(注2) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合は、ご親族のうち損保ジャパン所定の条件を満たす方が、代理人として保険金を請求できることがあります。

(注3) 所得補償保険にご加入の場合、就業不能期間が1か月以上継続する場合は、お申し出によって1か月以上の月単位により保険金の内払を行います。その場合、上記の書類のほか、就業不能が継続していることを証明する書類を提出してください。

- 上記の書類をご提出いただく等、所定の手続きが完了した日からその日を含めて30日以内に、損保ジャパンが保険金をお支払いするために必要な事項の確認を終え、保険金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査等が不可欠な場合は、損保ジャパンは確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を通知し、お支払いまでの期間を延長することがあります。詳しい内容につきましては、損保ジャパンまでお問い合わせください。

- 病気やケガをされた場合等は、この保険以外の保険でお支払いの対象となる可能性があります。また、ご家族の方が加入している保険がお支払対象となる場合もあります。損保ジャパン・他社を問わず、ご加入の保険証券等をご確認ください。

【所得補償保険】

- 保険金のご請求にあたっては、身体障害に対する医師(被保険者が医師の場合は被保険者以外の医師)の治療を受けている必要があります。
- 初年度加入および継続加入の保険期間を通算して1,000日分の保険金をお支払いした場合、継続加入をお断りすることがあります。

【疾病保険特約】

- 初年度加入および継続加入の保険期間を通算して1,000日分の保険金をお支払いした場合、満期時にご継続をお断りすることがあります。

【ゴルフ補償】

- ホールインワン・アルバトロス費用保険金の請求に際して、以下の証明書類の提出が必要となります。

1. 証明書
同伴競技者1名^(※1)、補助者としてついたゴルフ場所属のキャディ1名^(※2)およびゴルフ場責任者の署名・捺印をした損保ジャパン所定の証明書
2. 費用支払を証明する書類
3. アテスト済のスコアカード(写)
その他必要書類については、損保ジャパンよりその都度連絡させていただきます。

ご加入に際して、特にご注意いただきたいこと(注意喚起情報のご説明)(続き)

- (※1) ゴルフ場が主催または共催する公式競技の場合は、同伴競技者1名の署名・捺印は不要です。
- (※2) ゴルフ場所属のキャディを補助者として使用しなかった場合は、①～③のいずれかの方に損保ジャパン所定の証明書に署名・捺印をいただくか、もしくは④を提出いただくことが必要です。
 - ①被保険者のホールインワンまたはアルバトロスを目撃したゴルフ場従業員^(※3)
 - ②被保険者が会員となっているゴルフ場が主催または共催する公式競技で、被保険者のホールインワンまたはアルバトロスの達成を目撃したその公式競技の参加者または競技委員
 - ③同伴競技者以外の第三者^(※4)が被保険者のホールインワンまたはアルバトロスを目撃している場合はその第三者
 - ④ビデオ映像(ビデオ撮影の日時、場所、ゴルファーの個別確認が可能なもので、第1打からボールがホール(球孔)に入るまで連続した映像のものにかぎりませう。)
- (※3) そのゴルフ場に直接雇用されている従業員、パート・アルバイトまたは派遣社員のことをいいます。
- (※4) 例えば、前または後の組のプレーヤー、そのゴルフ場の従業員ではないがショートホールで開催している「ワンオンチャレンジ」等の企画に携わるイベント会社の社員、またはゴルフ場に入出入りする造園業者、飲食料運搬業者、工業者をいいます。

6. 保険金をお支払いできない主な場合

本パンフレットの補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】をご確認ください。

7. 中途脱退と中途脱退時の返れい金等

- この保険から脱退(解約)される場合は、ご加入窓口の取扱代理店にご連絡ください。脱退(解約)に際しては、既経過期間(保険期間の初日からすでに過ぎた期間)に相当する月割保険料をご精算いただけます。なお、脱退(解約)に際して、返れい金のお支払いはありません。
- 傷害補償・交通傷害補償・ゴルファー補償にご加入の場合で、ご加入後、被保険者が死亡された場合は、その事実が発生した時にその被保険者に係る部分についてご契約は効力を失います。また、死亡保険金をお支払いするべきケガによって被保険者が死亡された場合、死亡保険金をお支払いする前に、その保険金が支払われるべき被保険者の未払込分割保険料の全額を一時にお支払いいただけます。詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
- 所得補償保険にご加入の場合、ご加入後、被保険者が死亡された場合、または保険金をお支払いする就業不能の原因となった身体障害以外の原因によって、所得を得ることができなくなる業務にも従事しなくなった、もしくは従事できなくなった場合は、その事実が発生した時にその被保険者に係る部分についてご契約は効力を失います。

8. 保険会社破綻時の取扱い

引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づきご契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

この保険は損害保険契約者保護機構の補償対象となりますので、引受保険会社が経営破綻した場合は、以下のとおり補償されます。

<団体総合保険・所得補償保険>

保険金・解約返れい金等の9割までが補償されます。

<傷害総合保険>

保険金・解約返れい金等の8割まで(ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額)が補償されます。

9. 個人情報の取扱いについて

本パンフレット裏表紙をご確認ください。

ご加入内容確認事項

本確認事項は、万一の事故の際にお客さまに安心して保険をご利用いただくために、ご加入いただく保険商品がお客さまのご意向に沿っていること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入いただいていること等をお客さまご自身に確認していただくためのものです。お手数ですが、以下の事項について、再度ご確認ください。なお、ご確認にあたりご不明な点がございましたら、パンフレットに記載の問い合わせ先までご連絡ください。

1. 保険商品の次の補償内容等が、お客さまのご意向に沿っているかをご確認ください。

- 補償の内容（保険金の種類）、セットされる特約 保険金額 保険期間 保険料、保険料払込方法
 満期返れい金・契約者配当金がないこと

2. ご加入いただく内容に誤りがないかをご確認ください。

以下の項目は、保険料を正しく算出したり、保険金を適切にお支払いしたりする際に必要な項目です。

内容をよくご確認ください（告知事項について、正しく告知されているかをご確認ください。）。

- 被保険者の「生年月日」（または「満年齢」）、「性別」は正しいですか。
 パンフレットに記載の「他の保険契約等」について、正しく告知されているかをご確認いただきましたか。
 以下の【補償重複についての注意事項】をご確認いただきましたか。

【補償重複についての注意事項】

補償内容が同様のご契約が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の要否をご判断ください。

【所得補償保険にご加入になる方のみご確認ください】

- 職種級別はご加入いただくご契約において保険料を正しく算出したり、保険金を適切にお支払いしたりする際に必要な項目です。被保険者ご本人の「職種級別」は正しいですか。
 所得補償保険における保険金額は、ご加入直前12か月における所得の平均月間額の範囲内となっている等、「この保険のあらまし」に記載された設定方法のとおり正しく設定されていますか。

【ホールインワン・アルバイトロス費用補償特約をセットしたプランにご加入になる場合のみご確認ください】

- 「ホールインワン・アルバイトロス費用補償特約」をセットされる場合、他のホールインワン・アルバイトロス費用を補償する保険にご加入の場合の以下の【注意事項】をご確認いただきましたか。
【注意事項】ホールインワン・アルバイトロス費用を補償する保険を複数ご契約されても、保険金のお支払限度額は、それらのご契約のうちで最も高い保険金額となります。

【傷害補償にご加入になる方のみご確認ください】

- 職種級別はご加入いただくご契約において保険料を正しく算出したり、保険金を適切にお支払いしたりする際に必要な項目です。被保険者ご本人の「職種級別」は正しいですか。

職種級別	職業・職種
A級	下記以外
B級	木・竹・草・つる製品製造作業、漁業作業、建設作業（高所作業の有無を問いません）、採鉱・採石作業、自動車運転者（バス・タクシー運転者、貨物自動車運転者等を含むすべての自動車運転者）、農林業作業
※1 オートテスター、オートバイ競争選手、自転車競争選手、自動車競争選手、猛獣取扱者（動物園の飼育係を含みます）、モーターボート競争選手の方等は上表の分類と保険料が異なります。	
※2 プロボクサー、プロレスラー、力士、ローラーゲーム選手（レフリーを含みます。）の方等についてはお引き受けできません。	

【傷害補償の家族型にご加入になる方のみご確認ください】

- 被保険者の範囲についてご確認ください。

3. お客さまにとって重要な事項（契約概要・注意喚起情報の記載事項）をご確認いただきましたか。

- 特に「注意喚起情報」には、「保険金をお支払いできない主な場合」等お客さまにとって不利益となる情報や、「告知義務・通知義務」が記載されていますので必ずご確認ください。

付帯サービスのご案内

SOMPO 健康・生活サポートサービス

本サービスは、損保ジャパンの団体総合保険にご加入いただいている皆さまがご利用いただける各種無料電話相談サービスです。

メディカルサポートサービス

受付日時 24時間・365日

健康・医療相談サービス

病気に関するご相談や、医療についてのお悩みなど、さまざまな相談に経験豊富な看護師等専門医療スタッフが電話でお応えします。

医療機関情報提供サービス

ご自宅や会社の近くの医療機関のご案内や夜間・休日に診てもらえる医療機関情報などをご提供します。

専門医相談サービス (予約制)

より専門的な相談を希望される場合は、医師と電話でのご相談いただけます。

介護関連相談サービス

介護方法・福祉サービスの情報提供など介護相談全般にお応えします。

人間ドック等検診・検査紹介・予約サービス

- 人間ドック紹介・予約
全国の提携医療施設の中からご希望にあった施設のご紹介・予約代行・受診券の郵送まで行います。
- PET 検診紹介・予約
がんの早期発見につながるといわれ注目されているPET 検診に関するご質問にお応えします。また、全国の提携医療施設のご紹介・予約代行・受診券の郵送まで行います。
- 郵送検査紹介
ご自宅にいながら検査ができるサービスをご紹介します。

法律・税務・年金相談サービス (予約制・30分間)

法律・税務・年金のご相談に専門家が電話でお応えします。

メンタルヘルスサービス

メンタルヘルス相談サービス

臨床心理士等が個別のメンタルヘルスに関わるカウンセリングを行います。

平日9時～22時、土曜10時～20時
※日祝・年末年始(12/29～1/4)を除きます。

メンタルITサポート (WEBストレスチェック) サービス

24時間・365日 ホームページにアクセスすることによりストレスチェックが実施できます。

保険ご加入者向けサービス
ストレスチェックはこちら [ログイン](#)

- (注1) 本サービスは損保ジャパンのグループ会社およびその提携業者がご提供します。
(注2) ご相談の際は、お名前、ご加入者番号等をお聞きすることがございますのでご了承ください。
(注3) ご利用は日本国内からにかぎりませう。
(注4) ご相談内容やお取次ぎ事項によっては有料となるものがあります。
(注5) 本サービスは予告なく変更または中止する場合がありますので、あらかじめご了承ください。



認知症サポート SOMPO 笑顔倶楽部

「介護一時金支払特約(P型)」にご加入のお客さま、そのご家族の方限定でご利用いただける「SOMPO 笑顔倶楽部」をご案内します。(親孝行一時金支払特約・軽度認知障害等一時金支払特約にご加入のお客さまも本サービスをご利用いただけます。)

SOMPO 笑顔倶楽部は、MCI (軽度認知障害) の早期発見や認知機能低下の予防に寄与するサービスから、万が一要介護状態になった場合の介護サービス紹介等まで一貫した有用な情報をWEB上で加入者の皆さまにご提供します。

(注1) SOMPO 笑顔倶楽部の URL やご利用方法につきましてはご加入後にご案内します。

(注2) 軽度認知障害等一時金を支払った場合、特約は失効しますが、その後もサービスはご利用いただけます。認知機能回復にお役立てください。

「SOMPO 笑顔倶楽部」の主なコンテンツ

認知症知識・最新情報

認知症やMCI、介護に関する基礎知識や最新情報をご提供します。

認知機能チェック

認知症・MCIの予兆を把握(チェック)するサービスをご提供します。認知機能チェックを習慣化し、自身の変化を捉えることが予防につながります。

サービスナビゲーター

お客さまの日常生活の状況やお住まいの地域等から、認知機能低下予防に向けておすすめのサービスをご提示します。

認知機能低下の予防サービスの紹介

予兆把握、運動、睡眠、学習、言語、音楽、心理相談など、認知機能低下の予防につながるサービスをご紹介します。

※パートナー企業が提供し、提供サービスは有償・無償いずれもあります。

介護に関するサービスの紹介

SOMPOホールディングスグループの介護会社「SOMPOケア」を中心とした介護に関するサービス(介護相談、施設見学、体験入居、介護実技研修等)をご紹介します。

※パートナー企業が提供し、提供サービスは有償・無償いずれもあります。

(注1) 本サービスの詳しい内容につきましては、SOMPO 笑顔倶楽部のサービス利用規約をご確認ください。

(注2) お住まいの地域や、やむを得ない事情によってサービスのご利用までに日数を要する場合やサービスをご利用いただけない場合があります。

(注3) 本サービスはSOMPO 笑顔倶楽部を運営する損保ジャパンのグループ会社およびその提携先の企業が提供するサービスです。

(注4) 本サービスは、サービスパートナー企業のサービスについて、損保ジャパンが紹介するものです。サービスをご利用の場合にかかる費用はお客さまのご負担となります。

(注5) 本サービスは、サービス利用時点における介護一時金支払特約(P型)の加入者、被保険者およびその家族の方がご利用できます。

(親孝行一時金支払特約・軽度認知障害等一時金支払特約にご加入のお客さまも本サービスをご利用いただけます。)

ご注意 ◆サービス内容は、今後変更となる場合があります。

〈個人情報取り扱いについて〉

- この契約は、昭和電工株式会社（以下、保険契約者といいます。）を保険契約者、昭光通商保険サービス(株)および(株)日立保険サービス（以下、取扱代理店といいます。）を取扱代理店とし、保険契約者・制度採用会社（以下、制度採用会社といいます。）の所属員を加入対象とする保険です。
- 保険契約者・制度採用会社・取扱代理店は、当該保険の運営・事務手続きのために加入対象者（以下、被保険者といいます。）の個人情報（氏名、性別、生年月日、健康状態等）（以下、個人情報といいます。）を利用し、また、保険契約者が保険契約を締結した損害保険ジャパン(株)（以下、損保ジャパンといいます。）へ、取得した個人情報を提供します。
- 制度採用会社は、所属する被保険者（本人）の所属情報に変更があった場合には、保有・管理する更新後の所属情報を、保険契約者に提供し、保険契約者は損保ジャパンに所属更新の目的で、変更後の所属情報を提供します。

- 損保ジャパンは、本契約に関する個人情報を、本契約の履行、損害保険等損保ジャパンの取り扱い商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用し、その他業務上必要とする範囲で、業務委託先、再保険会社、等（外国にある事業者を含みます。）に提供等を行う場合があります。また、契約の安定的な運用を図るために、加入者および被保険者の保険金請求情報等を契約者に対して提供することがあります。なお、保健医療等のセンシティブ情報（要配慮個人情報を含みます。）の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。個人情報の取扱いに関する詳細（国外在住者の個人情報を含みます。）については損保ジャパン公式ウェブサイト (<https://www.sompo-japan.co.jp/>) をご覧くださいか、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせ願います。
- 申込人（加入者）および被保険者は、これらの個人情報の取扱いに同意のうえご加入ください。

お問い合わせ先（保険会社等の相談・苦情・連絡窓口）

●取扱代理店

昭光通商保険サービス株式会社	〒108-8504 東京都港区芝浦3-1-1 田町ステーションタワー-N 31階 (受付時間:平日の午前9時から午後5時30分まで)	TEL:03-4363-1030
株式会社日立保険サービス		
首都圏営業一部	〒110-0015 東京都台東区東上野2-16-1 上野イーストタワー	TEL:03-6284-3450
小山営業所	〒323-0829 栃木県小山市東城南1-27-22 第2大地ビル2階	TEL:0285-28-4562
日立支社	〒317-0073 茨城県日立市幸町1-20-2 日立ライフビル1階	TEL:0294-22-6048
勝田支社	〒312-0045 茨城県ひたちなか市勝田中央14-8 ひたちなか商工会議所会館	TEL:029-274-2543
土浦営業所	〒300-0013 茨城県土浦市神立町603番地 (株)日立インダストリアルプロダクツ土浦事業所構内)	TEL:029-831-3623
小金井営業所	〒187-8511 東京都小平市御幸町32 (株)日立国際電気 東京事業所内	TEL:042-323-6288
千葉営業所	〒275-0001 千葉県習志野市東習志野7-1-1	TEL:047-473-6601
茂原営業所	〒297-8622 千葉県茂原市早野3300番地 (株)ジャパンディスプレイCP棟1階	TEL:0475-23-6619
中部営業所	〒460-0008 愛知県名古屋市中区栄3-17-12 大津通電気ビル4階	TEL:052-243-0221
関西営業所	〒530-0004 大阪府大阪市北区堂島浜1-2-1 新ダイビル6階	TEL:06-4797-7362
四国営業所	〒760-0027 香川県高松市紺屋町9番地6 高松大同生命ビル5階	TEL:087-802-4347
九州営業所	〒814-0001 福岡県福岡市早良区百道浜2丁目1番1号 日立九州ビル11階	TEL:092-846-1370

●昭光通商保険サービス株式会社の提携代理店

協和サービス(株)	〒990-0025 山形県山形市あこや町1-1-27 芦野ビル	TEL:023-622-7272
(一社)インシュアランス・エージェンシー店名:ほけんのパイオニア	〒965-0042 福島県会津若松市大町2-14-8 鈴幹ビル	TEL:0242-23-7680
(有)静和自動車整備工場	〒329-4305 栃木県栃木市岩舟町静戸1479	TEL:0282-55-3328
光保険サービス(株)	〒370-0069 群馬県高崎市飯塚町1150-5 ウニクス高崎2階	TEL:027-364-3338
(株)ライフライン	〒368-0056 秩父市寺尾1158-1	TEL:0494-22-7050
損保ジャパンパートナーズ(株)松本支店	〒390-0814 長野県松本市本庄1-13-5 損保ジャパン松本ビル7階	TEL:0262-38-0311
さくら保険サービス(株)	〒930-0836 富山県富山市上富居新町2-10	TEL:076-452-0690
(株)アルファ総合企画	〒529-1151 滋賀県彦根市楡町562-4	TEL:0749-28-4088
(株)タカノ保険事務所	〒590-0986 大阪府堺市堺区北波止町9-2	TEL:072-238-7933
(株)リリーほけん相談所	〒679-4129 兵庫県たつの市龍野町堂本34-6	TEL:0791-64-5555
(有)トータルサービス	〒745-0802 山口県周南市栗屋497-4	TEL:0834-25-0528
(株)保険プランニング大分	〒870-0854 大分県大分市羽屋4-1-67	TEL:097-573-6078
アイネットライフ(有)	〒890-0051 鹿児島県鹿児島市高麗町37-1	TEL:099-250-4141

●引受保険会社

損害保険ジャパン株式会社	(受付時間:平日の午前9時から午後5時まで)	
企業営業第三部第一課	〒103-8255 東京都中央区日本橋2-2-10 損保ジャパン日本橋ビル5階	TEL:03-3231-4142
企業営業第一部 職域保険営業グループ	〒103-8255 東京都中央区日本橋2-2-10 損保ジャパン日本橋ビル10階	TEL:03-3231-4208

●指定紛争解決機関

損保ジャパンは、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパンとの間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

【一般社団法人日本損害保険協会そんぽADRセンター】

【ナビダイヤル】0570-022808 <通話料有料>

受付時間:平日の午前9時15分から午後5時まで(土・日・祝日・年末年始は休業)

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。(<https://www.sonpo.or.jp/>)

- 事故が起こった場合は、ただちに損保ジャパン、取扱代理店または下記事故サポートセンターまでご連絡ください。

【事故サポートセンター】0120-727-110(24時間365日対応)

- 取扱代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結・管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店とご締結いただいで有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。
- このパンフレットは概要を説明したものです。詳細につきましては、ご契約者である団体の代表者の方にお渡ししております約款等に記載しています。必要に応じて、団体までご請求いただくか、損保ジャパン公式ウェブサイト (<https://www.sompo-japan.co.jp/>) でご参照ください(ご契約内容が異なっていたり、公式ウェブサイトに約款・ご契約のしおりを掲載していない商品もあります。)。ご不明点等がある場合には、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
- 「加入・変更申込書」加入者控は保険期間満了まで大切に保管してください。